

# 支部ニュース

2012年4月 No.461

発行 自由法曹団東京支部

メールアドレス dantokyo@dream.com

〒112-0002 文京区小石川 2-3-28-201 TEL03-3814-3971 Fax03-3814-2623

郵便振替 00130-6-87399

- J A L 不当解雇撤回裁判～不当判決を受けて～・・・・・・・・・・・・・・・・・・黒澤有紀子
- 老齡加算復活まで生ある限り闘い続けます・・・・・・・・・・・・・・・・・・八木 明
- 恐るべきの「秘密保全法」の法案作成・提出を阻もう！・・・・・・・・・・・・・・・・横山 聡
- 第 83 回メーデー
  - ※メーデーの歴史とその意義について・・・・・・・・・・・・・・・・・・鶴見祐策
  - ※いよいよメーデー！懇親会にもご参加を
- 支部労働生活相談・・・・・・・・・・・・・・・・・・枝川充志
- 第 1 回東京労働法講座へご参加を・・・・・・・・・・・・・・・・・・小部正治
- 憲法キャラバンへの取り組みを・・・・・・・・・・・・・・・・・・横山 聡
- 若手弁護士へのメッセージを受けて
  - ※新しい団員への伝言～松井繁明弁護士の伝言を受けて・・・・・・・・・・笹本 潤
  - ※若手弁護士へのメッセージ「個人団員」となりて以後～を読んで・・・・・・・・田村優介
- 東京東部法律事務所をご紹介します・・・・・・・・・・・・・・・・・・中村悦子
- 東京の団員として（新人紹介）・・・・・・・・・・・・・・・・・・山添 拓
- 南部・五反田チーム、駅伝に出る！！・・・・・・・・・・・・・・・・・・木村秀幸
- 今年のソフトボール大会は・・10月26日（金）！
- 団支部 40 周年企画のご報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・横山 聡
- 自由法曹団東京支部創立 40 周年を迎え～各団体からのメッセージ・・・・・・・・伊藤潤一
- 退任のあいさつ
  - ※事務局次長退任の挨拶・・・・・・・・・・・・・・・・・・中川勝之
  - ※次長退任のあいさつ・・・・・・・・・・・・・・・・・・三浦直子
- 団東京支部第 40 回総会議事録（討論）
- 幹事会議事録
- 日誌

# JAL 不当解雇撤回裁判～ 不当判決を受けて～

東京南部法律事務所 黒澤 有紀子

3月29日と30日に行われた運航乗務員（乗員）76名及び客室乗務員（客乗）71名の不当解雇撤回裁判の判決は、両原告らの請求棄却という不当判決となりました。

## （1）薄っぺらな乗員判決

3月29日の乗員判決の日、東京地裁民事36部の渡辺裁判長は主文を一気に読み上げ、すぐに逃げるように法廷から去っていきました。原告ら及び弁護団、傍聴席にいた支援者らは、しばらく沈黙したまま立ち上がることもできませんでした。私は、会社側傍聴人が固まって座っていた席に座っていましたが、彼らは判決終了と同時に喜び勇んで法廷から飛び出して行きました。

渡辺判決は、当裁判所の判断部分がわずか16頁という薄っぺら判決でありました。その内容は、整理解雇法理は、機構の支援と会社更生手続を併用して事業廃止を回避した事前調整型企業スキームである本件でも、4つの要素を総合考慮して解雇権濫用の有無を判断すると言いながら、実際には判例上確立した整理解雇法理に従った判断をしておらず、整理解雇法理を骨抜きにする内容でした。解雇の必要性について、判決は更生計画の削減目標を立てた以上、業績がいくら良くても、目標通りの人員削減をするために解雇しても良いあるいは解雇しなければならないとしています。渡辺判決は、原告側が主張立証してきた事実にも触れることなく、被解雇者を残すことが経営上不可能ではなかった旨述べた稲盛会長の証言についてさえも、一切触れることもなく、更生計画があるという一事をもって、何の責任もない労働者を整理解雇することを認めるという更生計画万能とする判断でした。また解雇回避努力について、原告側は具体的現実的な方策をも提案してきましたが、それらを具体的に検討することなく、解雇回避措置は尽くされたとししました。人選や手続に関しても、被告の主張をそのまま引き写しただけの判決でありました。

## （2）会社擁護の客乗判決

3月30日、客乗判決が東京地裁民事11部の白石裁判長により言い渡されました。白石裁判長による判断については、これまで、稲盛会長の証人申請を認め、その他諸々の対応が好意的であったことから、期待があったことは否めません。しかし、この日の白石裁判長は原告らと一切目を合わせず、沈んだ面持ちで入廷しました。そして、その判決内容は、「原告の請求を棄却する」というものでした。その直後、傍聴席、原告席からは、嘘でしょう！？という驚きと怒りの声が上がりました。白石裁判長は、主文読み上げの後、理由の要旨を述べました。

白石判決の内容は、整理解雇法理を適用し、適用要件も緩和しないとしながら、解雇の必要性については、破綻の事実が重要な要素だとして、史上最高の利益を上げていること等の事実を無視し、更生計画の目標通りの人員削減をするために解雇してもよいと判断しました。これは、実際には客観的事実に整理解雇4要件を当てはめて検討するということをせず、単に更生計画が

あるからとそこで思考を停止したものであり、判例上確立した整理解雇法理に従った判断をしていない、渡辺判決同様の自己矛盾判決、更生計画第一主義の判決でありました。

さらに、白石判決は、稲盛発言を「心情を吐露したもの」で片付けました。稲盛発言については、法廷における稲盛尋問によって、経営上の数値からして経営上整理解雇を回避できることが明らかとなりました。稲盛氏の発言は、経営上も解雇不要であることを数字の上でも認識しながらなされた、まさに客観的事実に裏打ちされたものであったのであり、「心情の吐露」ではありませんでした。しかし、白石判決は、これをわざわざ「心情の吐露」として擁護したのです。しかも、判決は、稲盛発言を「苦渋の決断としてやむなく整理解雇を選択せざるを得なかったことに対する主観的心情を吐露したに過ぎない」として、稲盛会長が尋問でどんなに聞かれても証言しなかった「苦渋の選択」という評価を入れて、稲盛会長を擁護する判断をしたのです。この白石裁判長の言葉に対し、傍聴席からは、「ひどい！」との怒りの声が上がりました。

解雇回避努力については、会社が作り出した「稼働ベース論」というものを鵜呑みにした判断を行い、人選や手続きについても、被告主張をそのまま引き写しただけの判断でした。

白石判決は、稲盛氏をわざわざ擁護するような判断まで入れるなど、ペラペラな渡辺判決よりもある意味悪質であるなという印象を持ちました。

### (3) 判決を受けて沸き上がった思い

両訴訟ともに不当判決となりました。もっとも、いずれの判決も更正会社という事実のみにとらわれたものです。客観的な事実からすれば、とても整理解雇4要件を満たさず整理解雇を有効とすることができない判決であることが明らかです。整理解雇法理を適用するとしながら、実際には適用しないという自己矛盾判決は、破棄要因を含むものであります。

原告団は、この判決を受け、怒りを通り越して呆れた・・・という雰囲気でした。もっとも、現在は怒り心頭で座り込みなどの行動を開始しています。

この訴訟は、整理解雇が何ら責任のない労働者を解雇するものであることから、企業の維持存続が危ぶまれる程の差し迫った必要性が必要とされるという判例上確立された整理解雇法理の適用が問われている訴訟であります。更生計画を実施していくことは必要でありますし、そのことを原告側は否定していません。原告側は、更生計画を前提としても、今回の整理解雇は必要でないということを訴えてきたのです。しかし、今回の判決は、訴訟の中で明らかとなった事実を無視し、単に更正会社なのだから・・・ということで整理解雇法理を蹂躪するともんでもない判決を出しました。これは、首を切られる労働者の現実を全くわかっていないものであり、このような判断は許されてはいけません。更正会社となれば、どんなに利益を上げていようと首切り自由とすることを認めるものです。

地裁判決は、「更生計画」という印籠により、思考停止となってしまいました。

原発について、司法が「安全」という国の方針を受けて、思考停止となってしまい、現在とんでもないことが起こってしまっているように、司法が思考停止となってしまったとき、将来生じるであろう危機を考えていくべきでしょう。

司法が「更生計画」というものを受けて、思考停止して、この整理解雇を許せば、今後、企業の労働者軽視の動きがますます強くなるものと危惧されます。

今回の地裁判決を受け、企業のあり方を問う訴訟であると同時に、今後は司法のあり方を問

う訴訟ともなっていくと思います。

どうぞ、今後ともご支援を宜しくお願いいたします。

## 老齡加算復活まで生ある限り闘い続けます

### 東京生存権裁判元原告 八木 明

「老齡加算打ち切りは許さない」と全都で始めた46名が東京都へ審査請求を出したのは2006年5月8日だったと思います。夏の暑い中、何組かに分かれて請求したのですが、8月末に却下決定が届きました。

そして、2007年2月14日、46名の審査請求者はそれぞれの家庭の事情、環境により、東京地裁には原告12名で提訴しました。

東京都はなぜ審査請求の却下決定をしたのか、なぜ原告が12名に減ったのか、それは後に少しずつ分かってきました。それがまた現実なんだということにも思い知らされました。ただ、回を重ね学習をする中で、生存権を闘い取るためには今後どうするのか、支援者は、お金は、弁護士さんは、どんな運動をし、裁判を闘うのか不安でした。

都生連会長だった須山さん（故人）から電話で原告団長に新宿の横井邦雄さんが決まったので、副団長をして欲しいという話がありましたが、すぐには即答できませんでした。

入退院を繰り返している夫を抱えて何年先になるのか見通しのない闘い、貧困者をいじめ抜いてきた日本の政治体制を考えた時、本当に寝られない夜が続き、公園で夜空の星を見上げていることもしばしばでした。裁判するに当たり二人の若い弁護士さんが調布まで見えて下さり、孫のような年齢の二人に勇気付けられました。その反面、自分の生き方に疑問を感じたり、涙を見せまいと必死に耐え忍ぶ時もありました。あれから6年半あまり、地裁、高裁、最高裁に向けての闘いは高齢者にとって、身体障害や病気で伏せている原告にとっては大変つらい年月だったと思っています。

しかし、この裁判は人間の生命を守る闘いであり老齡加算廃止は生活保護基準そのものの引き下げ以外の何ものでもありません。そして、生活保護法56条ではすでに決定された保護を不利益に変更できないとあります。私たちはこの法56条を守り抜くために闘ってきました。生活保護法56条を読んだ時、人間的な条文があることに驚き、勝てると不覚にも思いました。

その後民主党が政権を取り、生存権裁判の集会には民主党を始め、国民新党、社民党、日本共産党その他各会派の国会議員が多数参加し、原告を囲んで話を聞き、自分たちも頑張るので皆さんも頑張ってくださいと強い力で私と握手をしました。

また、各新聞社の記者の皆さん、各テレビ局、通信社の記者の皆さんも毎日のように良し悪しは別として福祉（生活保護の実態）を報道しました。

特に院内集会では長妻厚労大臣は「大丈夫ですよ、母子加算が元に戻ったのだから、この次は老齡加算ですよ。皆さん頑張ってもう少し待ってください」と言い、幅1メートルもないテーブルを間にして団長の横井さんと私と固い握手を交わしたことを鮮明に覚えています。

あれはドラマの一シーンだったのでしょうか。

記者の皆さんのあの騒ぎは何だったのでしょうか。

聞かればあまり話したくないような家の中のことで話すと報道され、原告の私より先に近所の人たちがテレビを見ていて、帰宅した私に様子を話してくれました。

文明、文化の発達、情報社会の発展・進行に唾然とする日もありました。この大きな闘いの中で現在政党として支援して下さっているのは日本共産党だけです。見せかけだけの各党派の国会議員はどこへ消えていったのでしょうか。私は弱者を見捨てる国会議員には国民の立場に立って弱者の目線で政治を行って下さいと強く言いたい。

約7年にわたる歲月、弁護士の新井章先生陣頭の下、20名以上の弁護士さんのお力を得ました。また、凶らずも2月14日は朝日茂さんの没後49回忌でした。訴訟を受け継いだ朝日健二さんの人間裁判を闘ってこられた意志の強さにいつも心を打たれておりました。どんなことが起ころうと勝利まで頑張ろうと決めました。酷寒、酷暑の中、雨が降っても風が強くてもデモや宣伝、ビラ配り、署名活動、早朝から夜まで、労働組合の皆さん、東京土建、新日本婦人の会、年金者組合、社保協など、数え切れないほどの団体や地域の老人会、個人の皆さんのご支援、ご協力ありがとうございました。「勝利」を合言葉に生命をかけた闘いを闘い続けることができたのは本当に皆さんのおかげと思います。心よりお礼申し上げます。

血も涙もない最高裁裁判長を始めとする裁判官の方、法は国民のためにあり弱者を救う法もあると信じております。100名以上の原告、40万筆を越えた署名者がいて、勝てない理由はないと信じて、これから先は、厚労大臣が約束した言葉を守らせるため、政権が変わることがあっても生ある限り闘い続けていきたいという意志でおります。今後も権力と闘い続けます。応援宜しくお願い致します。

福岡の原告が「高裁でまた勝利するまで頑張る」と力強い決意表明を最高裁の門前でしました。この国はなぜ老人を痛め付けるのか、涙よりも心臓に突き刺さる痛みを感じました。最高裁が不当判決を出しましたが、高裁への差し戻しにあたり、須藤正彦裁判官は保護基準の改定にあたっては、「健康で文化的な最低限度の生活」が損なわれないよう慎重な配慮が望まれると、東京の判決とは全く違う意見を述べました。それでも東京は闘います。福岡の皆さん頑張りましょう。原告は皆高齢だから頑張ろうにも頑張り切れないこともありますが、元気を出しましょう。

政府の誤った社会保障、生活保護70歳以上の切り捨てを絶対に許さない。私は大企業優先、軍事優先の政府の方策に加担する法を許さない。決して許さない。86年の生命をかけて！



# 恐るべきの「秘密保全法」の法案作成・提出を阻もう！

代々木総合法律事務所 横山 聡

## 1 秘密保全法とは？

今、民主主義・国民主権が危機にさらされようとしています。これまでも外交や防衛については様々な事項が秘密扱いされてきました。交渉などの関係で一定の秘密が必要な場合があることは否定しがたいと思いますが、本来秘密にする必要がなくなった場合には、遅滞なく国民に情報提供し、その事項を「秘密」扱いをしたことの適否、「秘密」に基づく判断の適否を国民から受けるべきでしょう。それが国民主権であり民主主義ということではないでしょうか。

これまで日本では、長期にわたり「秘密」とされてきたことがアメリカの情報公開で明らかになり、沖縄密約などが暴露されています。国民不在で政治が進められてきたと言わざるを得ません。

しかし、今回問題となっている「秘密保全法」はさらに秘密主義を推し進める法律となります。これまで「防衛」「外交」に限られていた「秘密」について、政府などが「特別秘密」と指定すれば、秘密扱いになり、情報公開などの及ばぬ事項になります。国民を蚊帳の外において政治を進めよう、まさに「依らしむべし、知らしむべからず」を地で行く法律を作ろうとしています。

11年8月の「有識者会議」がその制定についての提言をし、政府はすでに法案制定への動きを見せていますが、今国会では優先度Cランクということで、一応法案提出はなさそうです。とはいえ、1週間先のことはわからない民主党政権ですから、こっそり作って突然出たりしかねず、油断は禁物です。

## 2 なぜ今秘密保全法？

実は、日本には自衛隊法や国家公務員法など、現在でも「秘密」を守らせる法制度は十分にあります。今新たに秘密法制を作らねばならない立法事実はないと言えます。有識者会議では2010年の尖閣諸島沖での中国漁船の海上保安艇追突事件の際にユーチューブで画像が流出したことを根拠にしていますが、国家公務員法違反で処罰された者もいないので、根拠としては薄弱です。結局、アメリカが、兵器開発を共同するに際し情報管理が必要ということで法制定を求めているということです。武器輸出3原則にも反する事態を生じる点でも極めて問題が大きいと言わざるを得ません。

## 3 どのような規制をするの？

秘密保全法は、最大懲役10年という厳罰を科すもので、その情報を取り扱う者を「適正評価制度」によって選別するとし、対象者の思想・信条・交友関係・健康状態等々あらゆるプライバシーに関わる事項について調査でき、配偶者や友人知人のプライバシーも暴きだすことが

できます。また、過失で漏えいした場合も処罰されるほか、未遂、教唆、煽動も処罰されると考えられています。これでは、マスコミが取材するに際しても教唆・煽動などと扱われることになり、国民の知る権利が侵害されること甚だしいと言えるでしょう。政府の流す「大本営発表」のみを粛々と報道するマスコミ・・・まるで戦時中のようです。原発事故でも原子炉の構造など「特別秘密」とされれば全く原因も不明のまま原発再稼働が認められることとなりかねません。

国民主権は、国民が正確な情報に触れ、それをもとにして自らが判断することが基本であり、知る権利が損なわれれば民主主義が形骸化することは明らかでしょう。秘密保全法は、法案が国会で審議に入れば、場合によってはすぐにでも審議され、成立してしまいかねない法律です。しかし、まだまだ周知されておらず、国家機密法の反対運動のような盛り上がりを作れていません。各事務所ですら勉強会を開催していただき、地域での学習会・講演会などを開催して、その危険性を周知し、法案を作らせない・出させない運動が必要です。暗黒時代を蘇らせず、国民主権・民主主義を守るために、支部団員の取り組みを強めましょう。

## 第 83 回メーデー

### メーデーの歴史とその意義について

第一法律事務所 鶴見 祐策

#### 1 「8時間労働制」の要求

産業革命をへて急速に発展した資本主義は、あらゆる「物」を商品化したが、利益の源泉である労働力はその最たるものであった。自分の労働力しか売るものがない無資産者は、その対価を安く買ったたかれ、労働力の源泉である自らの肉体を工場の中に縛り付けられるわけだが、資本家にしてみれば、同じ対価で働かせるほど利潤が得られる仕組みであるから、摩耗しない限り機械を動かすのと同じで「日の出から日没まで」の労働を強いたのである。金で買ったものは使いきるのが当たりまえ。だから19世紀の初めまで欧米では14時間から18時間の労働もまれではなかったと言われる。あとは労働力の再生産に必要な「睡眠」の時間だけが残された。この分は機械のメンテナンスと変わらない。

こういう有様だから「賃金引上げ」「労働時間の短縮」「団結権の承認」を要求する労働者による命がけの闘いが展開されるのは必然の成り行きであった。「我々は物ではない」「人間として扱え」という切実な要求に根ざしていた。イギリスはじめ欧州の各地でも争議が相次いだが、アメリカでは最初の労働組合とされるフィラデルフィアの建設労働者が1827年に「10時間労働」を要求してストに突入しており、また56年のオーストラリアでは、建設労働者が「8時間労働、8時間休息、8時間睡眠」の要求を掲げて闘い続けていた。この「休息」の8時間を自分たちのものにした。それいらい「8時間労働」が労働運動に共通の獲得目標となった。

## 2 最初のメーデー

もの本では、世界で最初のメーデーも1886年のアメリカに求めるのが定説のようである。もともと欧州の各地では5月1日に春の到来を祝う習慣があったのが、それに因んだものらしい。アメリカ労働総同盟（A・F・L）が、この日を期して共同闘争を全国的に呼びかけた。それをきっかけに労働者のゼネスト（職場放棄）がニューヨーク、ワシントンDC、ミルウォーキー、セントルイス、デトロイト、シカゴなど、主要な都市部を中心に大規模に展開されることになった。ストライキの数は1572と前年の倍以上となり、38万人が突入し、そして20万人以上が「8時間労働」をかちとった。運動の参加者は60万に達したという。

## 3 新興成金に特有の思想的な風土

これに対する権力を背景にした資本家側による弾圧と報復が苛烈を極めたことでも有名である。それにはアメリカ固有の歴史的な背景があったことも見逃せない。そのことにも触れたいと思う。

南北戦争後、北部資本を中心に工業力の著しい発展があった。技術の目覚ましい進歩がこれに拍車をかけた。それに解放された大量の奴隷が賃金労働者として供給されたことに加え、東欧、ロシア、イタリアなどから奔流のごとく「労働力」だけが頼りの移民が殺到したのである。

ところが、彼らの前には、すでに世代を重ねていた先住者たちが、待ちかまえていた。その相手は、すでに巨万の富を蓄えて市場経済の大半を支配し、あらゆる権益を独占して、強固な特権階級を構成していたのである。いわば「成り金」である。マーク・トウェインが後に皮肉る「金ぴかの時代」の始まりである。労働力の買い叩きは思うがままであった。それを当然視して痛まないご都合主義的な哲学で裏打ちされていた。いわゆる「優勝劣敗」「適者生存」の信仰である。

もと貧しい移民で工員や店員から身を起こしながら業界を独占する「鉄鋼王」のカーネギーや「石油トラストの覇者」のロックフェラーなどが「国民の模範」とされた。「国家的な英雄」と誉めたたえられ、それら「成功者」の伝記が青少年の教材とされるお国柄が醸成されてきた。そこに支配階級の政治的意図が透視できる。もちろん資産形成のあくどい手法は上辺から消された。

これら「成り金」資本家たちは、金持ちになれたのは自分の才能と勤勉のおかげと確信することにした。そうなれない者たちは、もともと怠惰で知的能力に欠けるからだと考えた。それが搾取の正当化に便利だった。「貧者の困窮」を「自己責任」とするデマの原型である。カーネギーは「闘争は正常な人間活動」とする「社会進化論」を信奉し、ロックフェラーは「神が私に金を与えたもうた」と語ったと言われる。だから労働組合や賃金要求を神の摂理に反すると見なし、政府による経済統制などは自然の法則に反する暴挙と信じて疑おうとしなかった。

このアメリカの支配層の「信条」と「確信」は、基本的には変わらず今日に引き継がれていると言ってよい。ピューリタンの流れをくむ「信仰」と「正義観」の裏打ちもある。それだけに始末に悪いのである。

多くの州政府でも支配権は彼らの掌中にあり、警察は「走狗」でしかなかった。

## 4 ヘイマーケット事件

最も衝突が激しかったのはシカゴである。5月1日以降もストが続いた。3日目にロックア

ウト中の農機具会社では、会社が雇った非組合員との小競り合いがあり、緊張のなかの演説のさなかに武装警官が乱入して、労働者4名が殺され、約20名が負傷する事件が起こった。その翌日、市内のヘイマーケット広場で抗議集会が開かれて約1500名（3000名とか15000名とか本により違いがある）が集まった。

集会も終わりに近づき参加者も帰りかけて3分の1ほどになり、視察していた市長の姿も消えたとき、極端に反労働者的で「ブラック・ジャック」と異名を持つ隊長が実力で残りを蹴散らかそうと連発銃を構えた警官隊を投入したのである。そのとき警官隊に爆弾が投げ込まれた。警官7名が死亡、60名以上が負傷、群衆も4名が死亡、約50名が負傷した。

さっそく前日に演説した指導者を筆頭に8人が逮捕され共謀で起訴された。7人は当日の集会におらず、残りの1人は壇上で演説していたという。爆弾の製造者や投擲者は最後まで不明であった。裁判所は7名に死刑、1名に禁固15年を宣告した。裁判官は大企業の顧問弁護士の前歴者たちだった。4名が処刑された（残りのうち1人は獄死、3名は後に州知事が赦免）。新聞は、移民労働者への偏見をあおり「ねずみどもを古巣へ追い返せ」など低俗な悪罵を投げかけ、反争議のキャンペーンを張り、被告たちを孤立させ、支援の雰囲気を取りとめた。労働運度自体も著しい後退を余儀なくされた（3名の特赦は、ある高名な文学者の勇気ある助命嘆願によるもの）。

これが労働運動史上に有名な「ヘイマーケット事件」の顛末である。

その後も次々に事件の捏造と企業側の巻き返しが試みられた。支配階級に媚を売るジャーナリズムは、労働運動を誹謗し、大衆との離間を図るための策謀に血道をあげた。それでも不屈の闘いは進められた。A・F・Lは、1888年の大会で2年後の5月1日に「労働時間短縮」を要求する全国的な蜂起の方針を決定した。そして90年の再ストライキによって「8時間労働制」の宿願が達成されるのである。

## 5 第二インターの決定

事件から3年を経た1889年にパリで第二インターの創立総会が開かれた。アメリカ代表から報告を聞いた総会は、ヘイマーケット事件を記念して毎年5月1日を全世界の労働者の統一行動日と定めたのである。「すべての国ぐに、すべての都市で、つらい仕事をしている勤労大衆が国家権力にたいし労働時間を8時間に短縮する法律をつくることを要求する国際的なデモンストレーションを」と提起している。そして90年5月1日、それが実行された。

70歳のエンゲルスは、この日、「ああ、マルクスがいまもなお、私とともにあって、これを自分の眼でみるのができたら！」と書いている。

## 6 メーデーに参加することの意義

これが今日のメーデーの原点と言えよう。初代の団東京支部長の小沢茂さんが「労働者の祭典」という労働組合の宣伝カーに「あれは間違い」と喝破されたのもそのためである。労働者階級の団結による「闘いの日」なのである。

日本のメーデーの歴史にも学ぶべきものが多くあるが、次の機会があれば、それに譲りたい（文献では杉浦正男・西村直樹著「メーデーの歴史」学習の友社が手ごろ）。私は、東京支部38回総会（2010年）特別報告集に「メーデーの意義と取組み」と題する拙稿を載せてもらっている。そこには団の先輩たちのメーデーとの関わりなどにも触れているので補ってもら

えれば幸いである。

その最後の部分を引用してまとめに代えたい。

「東京支部団員の多くは、今日の労働者が置かれている苛酷な労働環境からの解放に心を砕いていると思う。未組織、派遣、パート、不安定雇用と社会保障の脆弱化のなかで「8時間労働」どころか、過密で長時間の労働が蔓延し、ときに「過労死」を引き起こしている。それを救済し改善に少しでも役立ちたいと願って奮闘しているに違いない。そうだとすれば、労働者階級の不屈の闘いの歴史を想起しながら、自らの志を磨くためにも一日の連帯行動に身を投ずることは意義深いものが大いにあると思う。」

人間の生存に有用な財貨をうみ出し、必要な便益を提供して対価を得るのが本来まともな経済活動だろう。その「物づくり」とは全く無縁の「金が金をうむ」奇形の市場経済が現代の資本主義世界を支配してきたが、その綻びが最近とみに見え始めている。アメリカ発の金融恐慌、EUの財政破綻など。巨万の富の蓄積の裏側で勤労市民層に無限に深まる貧困が押し掛かっている。その格差の拡大に際限がない。欧米各地で若年労働者中心の抗議デモが渦巻き「99対1」と叫ぶ。支配層の傲慢と無能と無責任。マスコミの劣化は目を覆わんばかり。時代背景は126年前に類似してきている。

その歴史の節目に私たちはいま立っていると思う

## いよいよメーデー！懇親会にもご参加を

メーデーの季節がやってきました。10時半より比例定数削減問題のビラをまく予定です。ぜひご参加ください。雨天決行です！中央メーデーは12時20分（デモ出発20分前）

デモ行進は明治公園コースです。デモ終了後は懇親会場を予約する予定ですので、是非懇親会にも参加下さい。修習生、エクスターン生も歓迎です。

## 4月5日（木）開催、後樂園駅前街頭宣伝・相談会に参加して

事務局次長 枝川 充志

4月5日（木）16時から街頭宣伝・相談会が行われました。文京シビックセンターを背にして後樂園駅前を歩き交う人々に「課税府のノダ」「比例定数削減」「派遣法抜本改正」のチラシを配布し、同時に、消費税増税反対・秘密保全法・TPP等の問題について呼び掛けました。

「課税府のノダ」チラシは注目をひくようで、手に取る人は「何だろう？」という面持ちでチラシを受け取り「ノダ」を見ながら歩を進めていました。16時からの開始ということもあつたせいか、サラリーマンというよりは学生が多く、またなぜか新入社員と思われるリクルート

姿の若者が多く行き交っていました。

街頭相談は1件。ちょっと強めの冷たい風が体に吹き付ける中、17時半まで行われました。桜の咲き始めとはいえまだ肌寒かったこともあり、チラシを受け取る手を出し控えていたような感じがしたのは私だけか……。次回は5月14日(月)17時から、新宿東口で行う予定です！多数の団員のご参加をお待ちしています。



## 第1回東京労働法講座へご参加を

東京法律事務所 小部 正治

日頃から様々な労働事件を担当し、様々な面でご苦労されていることと存じます。弁護士のみなさんは、労働審判・労働裁判や労働委員会の不当労働行為救済命令申立事件などを担当している中で、

- ・労働者側の主張に関して、理論構成や法的根拠に関して学者と協議したい
- ・会社側の主張に対して、反論を準備する視点や疑問点を学者と相談したい
- ・労働者側の主張を法的に裏付ける「意見書」「鑑定書」を学者に依頼したい
- ・新しい判例の評価や射程距離を学者から解説を聞きたい

など感じたことはありませんか。気軽に相談できる学者のお知り合いがいますか。

とかく、東京の学者たちの多くは厚生労働省や経営者団体のスタンスにたち、私たちと気軽に相談し依頼できる学者は、あまりいないと言っても過言ではありません。

このたび國學院大學法学部の本久洋一教授から、弁護士や労働者と継続的に事件等の意見交換等ができる場に参加したいとの申し出をいただきました。本久教授は早稲田大学のご出身で小樽商科大学で教鞭を執られておりましたが、近年東京に戻ってこられました。現在でも、東京法律事務所の弁護士とは具体的な事件に関して相談・意見交換をする機会を定期的に設けております。また、最近、私も担当しています国立病院の独法化に際して労働条件の一方的不利益変更を違法として争う全医労・最高裁事件に関して「意見書」をお願いし提出しました。非常に気さくで熱心な先生です。

そこで、弁護士の参加を中心として30名前後でゼミナール形式で討議を深める企画を考え下記の通り提起する次第です。主催者側が取り上げる事件は、最近の重要判例から2件程度とし、参加者からは各自が担当する労働事件や討議したい労働判例などの希望がでたなかから選択して1件程度を素材として取り上げたいと思います。また、フリートークの時間も設けて弁護士がもっている疑問や問題意識を提起して本久先生も含めて討議したいと思います。東京地評のご協力により参加費は無料です。また、終了後は各自に応分の負担で懇親を深めたいと思います。参加者の賛同が得られれば、継続したいと考えていますので、是非とも宜しく願いいたします。

記

(1) 日時 6月20日(水)16:00~20:00

(2) 場所 東京地評5階会議室

(3) 内容

報告者から、事件及び判決の内容・意義等について報告してもらい、それぞれのテーマについての最近の議論の状況・問題点などについて本久教授にコメントをもらいながら、今後の課題や弁護士及び組合の活動への活用方法について参加者全員で研究する。

① HTS 団交応諾拒否事件（東京都労委 H23.10.21 命令）

テーマ：労働者派遣における派遣先の団交応諾義務

報告者：蟹江鬼太郎弁護士（旬報法律事務所）

② JAL 整理解雇事件（東京地裁 H24..判決、29日及び30日の2件）

テーマ：倒産法制と整理解雇法理

報告者：安原幸彦弁護士（東京南部法律事務所）

③ フリートーク

- ・個別相談事項
- ・次回に報告・討論をしたい事項
- ・今後の持ち方
- ・その他

## 憲法キャラバンへの取り組みを

支部事務局長 横山聡

### 1 憲法キャラバン実施の提案

団支部も幹事として参加している憲法改悪反対東京共同センターが、今年、憲法キャラバンを取り組むこととなり、団支部もこれに協力するよう要請されました。これまでは各民主団体が自治体に対して、それぞれで要求行動をやっていましたが、センターで地域の民主団体に問い合わせたところ、各団体での様々な情報が生かし切れていないし、憲法をくらしにいかすという視点で要求を組み立てる必要があると考えられ、今回の提案に至ったものです。そこでまとめた「要請事項」を各地域の自治体に持ち込んで「要請と懇談」を行い、その後要請事項についての実施等の前進・達成を目指す活動です。

われわれが日頃求めている「憲法を暮らしに活かす」ということを現実に進めるためにも、自分たちの諸要求が憲法上の権利として捉えられるという理解と実感を要求する側が持つということが必要だと思いましたので、取り組みたいと思います。

### 2 団支部の役割

支部メールでご連絡しましたが、今後、各地域でキャラバンの実行委員会等の主催団体から要請が来るとしますので、その場合には、各地域事務所で地域ごとに担当者（責任者）を決めていただいて、各地域での要請事項を共に検討し、その憲法上の位置付けを開設する学習会

を開催するようお願いします。地域の諸民主団体とともに、地域特有の課題・その地域で遅れている課題がどれかを弁護士として分析・議論し、それが憲法的にはどのような権利の位置付けになるかを丁寧にお話ししてください。これが、各事務所でも地域の民主団体の活力を上げ、かつ、地域への事務所のさらなる信頼を醸成することになると期待しています。総会でも、地域の民主団体の活性化が地域事務所の経済基盤ともなるというご意見もありましたので、この際ですからさらに地域に食い込む活動ということでご奮闘いただきたくよろしく申し上げます。なお、学習会に際しては、共同センターから講師費用として5000円が支払われることになっておりますので、些少で恐縮ですが、ご査収いただきますようお願いいたします。私は「無料でも結構ですよ」と申し上げたのですが、共同センターからご配慮を頂きました。

今後のスケジュールとしては、4、5月で要請項目を練り上げて、学習会を実施して行き、6月頃から自治体への要請・懇談活動に入り、その後も要請の実現状況を確認してさらに申し入れ・要請を続ける形になると思います。よろしく申し上げます。

## 若手弁護士へのメッセージを受けて

### 新しい団員への伝言～

### 松井繁明弁護士の伝言を受けて

あかしあ法律事務所 笹本 潤

私が新人弁護士として入った都民中央法律事務所では、松井繁明弁護士にお世話になった。当時の松井弁護士の印象は、とにかく自由法曹団の活動ばかりしている弁護士というものだった。あれからもう16年も経つ。

私が自由法曹団東京支部の事務局次長になったのが、弁護士の5年目くらいだったと思う。当時は支部長松井、幹事長小木、事務局長長澤の体制だったと思う。東京憲法会議と共催した「東京憲法スクール」の担当になって、講演の司会や講師との打ち合わせを担当させてもらった。一番記憶に残っているのは、事前の予習だった。講師の高橋哲哉さんや徐京植さんの本を読むが、わかりにくくて、本番はいったいどうなってしまうんだろうと思いつつ、冷や汗をかきながら司会をした記憶がある。終わった後の懇親会で講師の人と話すのが楽しく、事前の予習と合わせてかなりな勉強になったことは、団東京支部に感謝している。今でもその時の経験が糧になっていると思う。

松井弁護士が先号の新しい団員への伝言で言っているように、「先輩に学ぶことは必要だが歴史的制約がある。自ら学び、考え、行動することが求められる」ということは、特に若い団員に必要なことだと思う。

私に関して言うと、団東京支部を離れてからは、もっぱら国際活動に邁進することになった。

私が東京支部の事務局次長をしていた時は、有事法制が導入されようとしているころだった。国会にも要請行動に駆けつけ、集会もたくさんあったが、その中で何か欠けているような感じを持っていた。そのうち団東京支部で、民主化されて間もなくの韓国ツアーの担当になり、ソウルに行った。街を埋め尽くす巨大なろうそくデモを見、民主化を達成して自信に満ちあふれている民弁の弁護士と会って、気持ちが高揚し、そこに「欠けている何か」が見つかったような気がした。

その後、いろいろな海外の弁護士や活動家と出会い、憲法9条や平和を守る上で、日本のことを外から見ることや、国際連帯が必要だと感じてきた。

憲法9条を守るというが、中国や北朝鮮との間で軍事的な緊張が高まったりする国際環境の中では、9条を守っていくのもなかなか難しい。アジアで軍事的緊張が起きないようにするにはどうしたらいいか、その原因は何か、などを突き詰めて考えていくと、いくつかの方向性が見えてくる。平和運動の国際ネットワークを作る、アジア地域の紛争解決システムも必要、軍事的緊張の原因となるアジア各国の米軍基地をなくす運動が必要、平和的な国際環境をつくるための国際法も整備しなくてはならない、など様々な課題が浮かび上がってくる。どれも先例があるわけではないが、海外の弁護士や活動家の言動を観察しているとおぼろげながら輪郭が見えてくる。そのように、雲をつかむような感じで一步一步目標を作り上げていく、そして誰もやったことがないからこそその達成感もある。それが国際活動を続けていけているエネルギーなのではないだろうか。

その後2008年の「9条世界会議」や、現在の「国連・平和への権利」の国際運動に取り組むことになるが、スケールの大きい国際運動と日本の運動をいかに結びつけていくかが、今最も求められている運動なのではないかと思っている。

---

以上は私なりの切り口にすぎない。今の世の中で大切なことは他にいくらでもある。ただ、たくさんある課題の中でも自分としてはどれが最も重要な課題と思うか、を常に問い続けながら、活動や事件をしていってほしいというのが、私の新団員へのメッセージである。

## 若手弁護士へのメッセージ 「個人団員」となりて以後～ を読んで

城北法律事務所 田村 優介

事務所の大先輩である安達十郎先生からのメッセージを読ませていただき、団員弁護士の、市民に寄り添って信頼を得ていくと同時に、新しい理論面でも先端を担うという、両面で社会に対して大きな力を発揮していく姿勢にたいへん感銘を受けました。

また、国家権力の不当な処分に果敢に立ち向かうことにより、市民からの信頼を勝ち取り、経営にもプラスにしていく、というお話は、とても勉強になり、私達若手団員も、先輩方に少しでも追いつけるよう、がんばっていきたいと思いました。

私からは、現在の城北法律事務所の様子のご報告を兼ねて、若手団員の活動報告をさせていただきます。

今年1月より入所した新人の二人（種田団員、船尾団員）、弁護士2年目の私を含め、城北事務所から計6名の団員が参加しているB型肝炎訴訟について報告させていただきます。

B型肝炎とは、B型肝炎ウイルスに感染することにより起こる病気で、慢性肝炎、肝硬変、肝がんの原因となります。

B型肝炎ウイルスの主な感染源として、集団予防接種の際の注射器の使い回し、母親からの感染、輸血による感染等があります。

1948年、予防接種法が制定・施行され、全ての国民・住民に対し予防接種を義務付けられました。国は、注射器・筒の使い回しにより、B型肝炎ウイルスが感染してしまう危険性を知りながら、連続使用を1988年ころまで放置していました。

1989年、B型肝炎ウイルスに持続感染した5人の原告が、国を被告として札幌地裁に訴訟を提起し、2006年、最高裁は、5人全員について国の責任を認める判決を出しました。しかし、国は、原告5人以外の患者については責任を認めず、救済対策を採らないとの態度を表明しました。

このような国の態度を変え、予防接種によってウイルスに感染させられた患者の被害を回復し、ウイルス性肝炎患者全員が安心して治療を受けられる恒久対策の確立を求め、2008年、全国各地で訴訟が提起されました。

原告・弁護団は、全国各地での街宣行動、厚生労働省前での座り込み、院内集会、国会議員要請、政党ヒアリング、地方議会での決議要請等の運動を積極的に行なっていました。このような状況のなか、2011年1月11日、札幌地裁は、和解による解決のための所見を示しました。

同年6月28日、国は正式に責任を認めて謝罪し、被害者の個別救済、及び肝炎患者の治療・生活支援や患者等への偏見差別をなくすための恒久対策などについて定めた「基本合意」が国と全国原告団・弁護団との間で締結されました。

私はちょうど1月に事務所に入所、ほぼ同時に弁護団に加入し、議員要請や政党ヒアリング、院内集会の開催、首相官邸前行動など、普通はなかなかできないような経験も、弁護士になりたての段階でさせていただき、また、基本合意の締結においては、私も官邸に入って、合意の成立に立ち会うことができました。

和解基本合意を受けて、弁護団は、既提訴原告（現在、全国で2000名超）の個別和解成立、及び新規提訴希望者の提訴に尽力し、あわせて、国による恒久対策として、医療費の補助、治療方法の研究・開発促進、差別・偏見を防ぐための施策の拡充等を強く求めているところです。

事務所では、個別和解成立のため、弁護団員で所内会議を持ち、カルテ等を持ち寄って、要件の検討等を行なっています。

今後は、できるだけ迅速な個別和解の成立を国に求めるとともに、細かには詰まっていない和解要件について、患者全員救済の観点からできるだけ有利な条件を勝ち取ることができるよう、引き続き尽力していく所存です。

私も、団の長い伝統に裏打ちされた蓄積、パワーをいただきながら、今後も微力ながら様々な課題に取り組んでいきたいと考えております。

## 東京東部法律事務所をご紹介します

東京東部法律事務所 中村 悦子

### 1. 歴史

当事務所は、1966年7月、弁護士4名と事務局1名の参加により開設されました。以来45年間、東部4区（墨田、江東、江戸川、葛飾）における最大規模の地域事務所として、働く人々の生活と権利を守り、憲法と平和を守ることを使命として、その歴史を刻んできました。

現在、在籍弁護士は23期から新63期まで17名（うち女性5名）、事務局は7名で、来年1月には新64期の新人1名の入所を予定しています。近年では東部地域にも法律事務所が増加しつつありますが、その中でも依然として地域最大規模を誇る事務所です。

### 2. 立地、特色

当事務所は、スカイツリーのお膝元たる JR 錦糸町駅南口から徒歩3分、JRAの場外馬券売場の向かいという、なかなか味のある界隈にあります。「錦糸町って東京なの?」「川向こうだから裁判所まで大変だね!」と『極東』扱いをされることもままありますが、実は霞ヶ関まで片道30分かかりません。

事務所の特色としては、大規模事務所であるという利点を生かして、地域の問題について主体的に運動を展開していくという点が挙げられます。例えば、一審無罪を勝ち取った葛飾ピラ配布弾圧事件や、現在も訴訟係属中のスカパー!電磁波訴訟、そしていま最も熱いのが江戸川区スーパー堤防事業取消訴訟です。これらは、地域の諸団体と協力して、訴訟前の段階から事務所として関わってきた事件ばかりです。

以上に加えて、各弁護士が個人単位で関わった大規模訴訟も、各種薬害訴訟（薬害エイズ訴訟、C型・B型各肝炎訴訟、薬害イレッサ訴訟）やハンセン病国賠訴訟、戦後補償裁判（平頂山事件、チチハル遺棄毒ガス被害国賠訴訟等）、東京大気汚染裁判、首都圏建設アスベスト訴訟等々、極めて多岐に亘り、最近では、ベテランを含む複数名が原発問題の「生業を返せ!」弁護団に加入して活動しています。もちろん事務局も、各人の興味により、それぞれの運動事件に個別に関わってきました。

また、「すみだ9条の会」立ち上げには事務局事務所として深く関与し、2005年の同会設立以来7年間、毎月の駅頭宣伝に参加することも続けています。更に、地域の設計事務所と協同して、よりよいまちづくりを考える「東部まちづくり懇談会」という勉強会を定期的に開催していることも、特筆すべきところでしょう。

### 3. 日常の様子

『風通しのよい、ゆるやかな共同体』、これが入所以来一貫しての私個人の印象です。各弁護士は、各人が興味のある分野の仕事を相当自由に行っていますが、事務所として対応の必要な場面では、一致団結してことに当たります。若手や新人弁護士もいちパートナーとして意見を尊重され、対等に責任を負いますが、何かで困ったときにはどの先輩も真摯に手を差し伸べて下さり、放置されるということがありません。自分のしたい仕事に自由に羽ばたくことができ、しかもきちんと帰ってこられる「基地」としての事務所、それが東部事務所です。

弁護士は、個性的な面々揃いです。大声の長電話で周囲一帯に事件の全貌を広く知らしめてしまう人、フランス語のペーパーバックが机上にさらっと置いてある人、ポリシーで携帯電話とSuicaを持たない人、ボディシャンプーを数種使いわけて毎朝いい香りで登場する人(註:男性デス)、「俺にはインフルエンザは絶対伝染らないから大丈夫!」と豪語しマスクを断固拒否する人(しかし花粉症にはなったようです)、事務所旅行の余興でスティッチの着ぐるみ姿のキュートさで所員のハートを驚掴みにした人…。

しかし、そうした各人の集まりでありながら、とても仲の良い事務所でもあります。ベテランの先生方は、仕事以外にもゴルフや囲碁、競馬など、共通の趣味で盛り上がっておられますし、若手も飲み会や女子会などによく出かけます。団のソフトボール大会ともなれば、事務所を閉めて全員が参加し、外人部隊を一切投入しない生粋の「事務所チーム」(これは当事務所だけでしょう!)として真剣かつ和気藹々とプレイを楽しみます。

ちなみに、この原稿を書くにあたり新人2名に入所1年間の印象を尋ねてみたところ、「ざっくばらん、自由闊達」「スマート、かつ熱い」という答えが返ってきました。いずれも、当事務所の雰囲気をよく捉えた表現です。だからこそ、多くの弁護士が20年30年と長く在籍し、地域事務所としての信頼を勝ち得てこられたのだと思います。

一向に景気は上向きにならず、「税と福祉の一体改革」などという名目の下で暮らしは厳しさを増すばかりですが、今後も地域事務所としての役割に思いを致し、所員一丸となって地道に、そして前向きに進んでいきたいと思います。

## 東京の団員として (新人紹介)

### 東京法律事務所 山添 拓

弁護士登録から5か月。入所したばかりで暇を持て余していた頃がすでに懐かしい一方、まだ5か月しか経っていないことに驚きも覚えます。この間には、団の東京支部総会もあり、熱海で飲み明かした、いや、熱く語り合った記憶がよみがえります。

京都出身で、大学から東京へ。

大学では、学生自治会で学費値上げ反対を訴えていたほか、全学連・都学連にも出入りしていました。法科大学院に入ってから、勉強もそこそこに、九条の会で3000人を集める集会(実際には1000人くらいでしたが)「Peace Night 9」にとりくんだりしました。司法試験

後は、給費制存続を目指した「ビギナーズ・ネット」にも参加でき、修習開始後は青法協・7月集会と、ふりかえれば意外と色々な運動が思い出されます。

もともと、小さい頃から運動は苦手な方で、修習前に参加したソフトボール大会では、援軍のはずが足手まといになり、同期の面々にはさんざん馬鹿にされたものです。ただ、登山は割と好きで、先日も事務所の「山の会」で近場の山を歩いてきました。歩いた時間よりも、下山後の一献の時間の方が長かったような気がします……。

最近、事務所で労働事件等にとりくんでいるほか、原発被害者救済の弁護団に加わり、福島県に通っています。避難を余儀なくされた方や、土と空気を汚された生産者の話は、情報を知らされない恐怖、見えない公害の不安、責任追及にまともに答えない東電と政府に対する怒りなど、いつも涙が出そうになります。

修習中から必ずなにかしたいと思ってきた原発事故の被害救済。被害者とともに完全賠償を求める弁護団の先頭には、いつも団の先輩方の姿があり、心強く思っています。

ふるさとと生業を取りもどす「完全賠償」は、被害の賠償とともに、原発からの撤退が条件だと思います。首都圏でも広がりつつある反原発の動きを、被害者救済と結んだ運動にすることが、これからの課題だと思っています。

ところで、弁護士としての活動のフィールドを東京に求めたのは、東京の役割をもっと果たしたいと思ったからです。

昨今、弁護士人口が過剰になったと言われますが、地方ではまだ弁護士が不足していると聞きます。同期で地方の事務所に入所した者は、さまざまな案件で忙しそうです（その分、手取りもよさそうですが）。私も、京都に帰るべきかもしれません（いや、京都は地方ではないのですが）。

しかし、日本の政治と経済と文化の中心である東京で、さまざまな運動をもっと発展させる必要があるのではないか。反原発もTPPも普天間も、そして消費税や比例定数削減も、いずれも地方に多大な影響を及ぼすにもかかわらず、東京で決められようとしています。だから、地方で発信される声に、東京で応える運動が必要だと思うのです。また、それとともに、1300万人の東京の声を具体化することは、東京のみならず日本全体に影響を与えうるものです。自由法曹団は、単なる法律家団体ではなく、人権と民主主義の担い手として、政治に口を出す組織だと実感しています。最近、比例定数削減や秘密保全法など、悪法に反対する集会に参加する機会がありました。また、原発問題の活動者会議や弾圧学習会にも顔を出しました。いずれも、法律家の視点で事実を把握し政策の狙いを分析され、闘志もわいてきます。自由法曹団のよさは、法廷の内外で、権力とたたかう人々を応援し、自らも政策課題にとりくむところにあると思います。

東京支部での活動は、全国の運動を進めながら、しかも東京独自のとりくみにも責任を負うという点で、多彩でやり甲斐のあるものであると期待しています。

末永く、よろしくお願いします。

## 南部・五反田チーム、駅伝に出る！！

東京南部法律事務所 事務局 木村 秀幸

昨年の支部ソフトボール大会では、せんえつながらわれら南部・五反田チームが優勝を頂戴しました。今回は駅伝の話しを…

マラソンプームもあって、南部事務所の若手弁護士3名、事務局5名と事務局の家族3名（私の家族です）、五反田事務所の事務局1名の計12名が1チーム4名からなる大田区にある城南保険生活協同組合主催の駅伝大会に出場しました！

3月4日（日）、場所は多摩川に沿った砂利道、1人2.5キロを4人で走る駅伝大会が18チームの参加で行われました。大会に向けて、ある人は仕事から帰った後、ビールを我慢して近所の公園で、また大田区在住のある人はウィンドブレーカーを着て自宅から事務所までを走って出勤するなど、各自がそれぞれトレーニングを重ね、当日を迎えました。男性チームは弁護士2名+事務局2名、女性チームは弁護士1名+事務局3名、それに私の家族（妻、長女（中1）、長男（小5））の3チームでエントリーし、それぞれがこれまでのトレーニングの成果を發揮し全力で襷を繋ぎました。3チームとも無事に襷は繋がり、結果は男性弁護士2名+男性事務局2名のチームが4位、私の家族チームが8位、女性弁護士1名+女性事務局3名のチームが15位でした。

私は4年位前からマラソンを続けていますが、駅伝に出たのは今回が初めてで、皆で襷（たすき）を繋いでいく楽しさにすっかりはまってしまいました。大会後のお疲れ様会では、参加したメンバーもまた駅伝に出たいと盛り上がり、次回は10月にある東日本国際駅伝（神奈川県相模原市で行われる有名な大会です）を予定しています。走ることは健康にも良いので、是非皆さんも各職場で駅伝チームを作って参加してみたいかでしょうか？挑戦待ってます！！南部・五反田チームはこの勢いで、今年のソフトボール大会も優勝Aします！！

## 今年のソフトボール大会は・・10月26日（金）

第24回団支部ソフトボール大会は10月28日（金）にきました、会場は大井ふ頭中央公園（去年と同じ）です。

昨年の15チームを超えるご参加をお待ちしています。昨年の覇者「南部・五反田チーム」は上記記事の通り、みなさまの挑戦を待っています、とのこと。ぜひこれに、応えようではありませんか。目指せ、球界No.1！懇親会もよろしく！

## 団支部40周年企画のご報告

かねがね申しておりますが、本年、団支部は創立40周年を迎えます。40周年企画として支部の執行部として今日までの支部を築かれてきた先輩団員と、若手団員のディスカッションで、40年を振り返りつつ50年目にむかって、現在の原発問題などを踏まえてのたたかひの展望などについて語り合うという企画を考えております。日時と場所については、事務局で検討した結果、以

下の通りでやらせていただければと考えております。次回幹事会で、さらに詳しく議論したいと思えます。ご意見等ありましたら、是非よろしくお願ひします。

日時：2012年9月14日（金）午後3時～6時（その後レセプション）

場所：プラザF（四ツ谷駅前）

## 自由法曹団東京支部創立40周年を迎え～ 各団体からのメッセージ

東京地方労働組合評議会 議長 伊藤 潤一

自由法曹団東京支部のみなさん。結成40周年おめでとうございます。

さて、小泉内閣による新自由主義にもとづく「構造改革」の本格化による格差と貧困の広がりが深刻になる中、2009年の総選挙で、国民は、自・公政権にノーの審判を下し、民主党政権を誕生させました。しかし、鳩山・菅・野田内閣は、国民の期待を裏切り、財界・大企業、アメリカ言いなりの政治をさらに強めようとしています。

今、労働者の40%近くが非正社員となり、年収200万円以下が1千万人を越える一方、大企業は、正社員を非正社員に置き換え、内部留保をこの10年で94兆円も増やしています。そして、野田政権は、今国会で労働者派遣法を骨抜改悪し、労働契約法改悪を狙い、非正社員の雇用の調整弁の固定化を強めようとしています。また、消費税増税、衆議院比例定数削減、TPP参加を狙い、財界・大企業、アメリカのための政治・経済政策をいっそう推し進めようとし、同時に、憲法審査会の始動や「秘密保全法」の成立を狙い、自民党の「新憲法草案」に見られるように、憲法改悪の動きを強めています。

野田政権による反動的な政治・経済政策が推し進められる中、司法の反動化も強まっています。泉南アスベスト1陣高裁判決、薬害イレッサ地裁判決、JAL地裁判決、非正社員の働く権利否定の判決など、「企業あつての労働者・国民」の立場に立ち、憲法の理念を無視・否定した不当判決が続いています。

今、野田政権の悪政に対し、消費税増税・TPP参加・原発再稼働を許さない国民の世論と運動が大きく広がっています。

東京地評は、内需主導の景気回復のために、賃金引上げ、最低賃金の大幅引き上げ、そして、労働者派遣法などの労働法制の抜本改正、均等待遇の実現、消費税増税、TPP参加、原発再稼働、比例定数削減、憲法改悪を許さない運動と世論を大きくつくらなければならないと考えています。

東京地評は、自由法曹団東京支部が、労働法制改悪、比例定数削減、「ひみつ保全法」成立、石原都政の憲法否定の攻撃を許さず、民主主義を守るたたかいに奮闘されていることにあらためて敬意を評し、「平和で人間らしく生きられる社会」をつくるためにともにたたかう決意を表明し、自由法曹団東京支部のさらなる発展を祈念してお祝いのメッセージといたします。

# 退任のあいさつ

## 事務局次長退任の挨拶

東京法律事務所 中川 勝之

この度事務局次長を退任した東京法律事務所の中川勝之です。

3年前の就任挨拶を3年ぶりに読みました。都政・地方自治体の在り方について学び闘う、貧困問題に取り組む、の2点を課題として掲げていました。不十分ですが、その2点を個人としても東京支部としても取り組めたと思います。

まず、都政・地方自治体の在り方について、「2016石原オリンピック招致反対行動」に取り組み、初の海外渡航で宣伝活動をしたことはかけがえのない経験になりました。それに比べれば、私の2年目、3年目はただ活動をしていたなと反省しています。残念ながら2020年も東京都は招致するようですが、是非若手団員はブエノスアイレスに行って最後まで頑張りたいと思います。築地市場問題については民主党が完全に裏切ったので、移転反対運動を本格的にしなければと思っています。個人的にはこの間、労働委員会で東京都の団交拒否事件、文京区、新宿区、杉並区における民間委託の事件に取り組んできました。国家公務員の賃下げもあり、公務・公務員攻撃は増すばかりですが、住民の方とも共同してさらに取り組んでいきたいと思っています。

貧困問題の取り組みは派遣村を契機に全国的に高揚しましたが、新自由主義勢力の巻き返しの中では継続的に行うことが重要と思います。月1回の街頭宣伝&労働・生活相談会では世間の風潮を反映してか相談は少なくなってきましたが、マスコミが右にならえの中、団員が国民の中に入って情勢を正しく訴えることは必要不可欠になっています。

さて、東京支部の事務局次長は本部と違い、荷が楽で私でも務められました。それだけでなく、若手の意見が反映された活動も可能です。別の地方では2年目位から法律家団体の事務局を務めるという話を聞いたことがありますが、2年間、少なくとも1年間は、若手団員は必ず事務局次長を経験するという事で全体の負担がさらに軽くなれば良いかと思っています。

最後に、3年間、お世話になった東京支部執行部の皆様、専従事務局と、わがままを許して頂いた事務所の皆様に深く感謝したいと思います。ありがとうございました。

## 次長退任のあいさつ

東京合同法律事務所 三浦 直子

このたび事務局次長を退任致しました三浦です。1年間、本当にお世話になりました。

うちの事務所は、みな団が大好きという事務所で、東京支部の次長についても、なるべく多くの人が経験できるよう、任期1年でどんどん交代することになっています。また、入所4年目で、「団に行く」（本部か支部の次長になる）のが「お約束」になっておりまして、私にも、4年目

に入ったとき、「東京支部へ行く」よう、先輩弁護士から指令がありました。実を申しますと、丁度その当時、所属しています日弁連の貧困問題対策本部の委員に加え、人権大会の第2分科会、「希望社会の実現」～豊かさへの社会保障をデザインするという分科会の実行委員会事務局次長への就任が決まっており、これに加え、さらに団支部の次長はきついです、と先輩に申し上げたのですが、「4年目のお約束だろう」と取り合ってもらえず（笑）、仕方がない、と覚悟を決めて次長に就任しました。ですが、次長を経験できて本当によかった。先輩の先見の明に感謝しているところです。

次長になって何がよかったかですが、まず、何ととっても、すばらしい「仲間」とともに東京支部の企画作り、総会議案作りなどの今まで参加させて頂いていた企画を「作る」仕事を経験できたことです。特に、当初、幹事長だった千葉団員のパワフルな活動、あらゆる作業をさくさく進められる、これぞ「できる男」といった感じの横山団員のお仕事ぶり、個性豊かな次長のみなさま、すべてに通じ活動を支えられる奥住さん、という仲間の活動を近くで拝見し、共に仕事することで、多くを知り、大いに刺激を受けました。本当に貴重な経験をさせて頂きました。

また、私は、特に、労働の分野で活動させて頂いたのですが、東京地評主催の労働者の「権利討論集会」第5回大会の実行委員会の委員として、約半年間、企画立ち上げのときから全6回の実行委員会に参加させて頂き、様々な団体の方々とならぎ議論させて頂いたことや、やはり地評が中心になって定期的に開催している「裁判所、労働委員会対策会議」（裁労会議）に参加して、委員や争議団の方々のお話を伺うことができたことは、大変勉強になりました。

他にも、東京支部の新人学習会企画や4大企画（メーデー、サマーセミナー、ソフトボール大会、総会）、あっという間の1年のなかで、それぞれ思い出深いものがあります。

今後は、一団員として、東京支部の企画を楽しみにして、参加させて頂くとともに、日弁連の貧困問題対策本部の活動等を通じ、団とともに活動していきたいと考えております。特に、原発問題では原発労働問題や公契約法、公契約条例の制定を全国で進めるプロジェクトなど、団が活動されていない分野について、また、非正規労働問題に関する労働運動をより開かれた市民運動として広げる取り組みなどの活動をしていきたいと考えています。今後とも、どうぞよろしくお願ひ致します。一年間、本当にありがとうございました。

## 団東京支部第40回総会議事録（討論）

（1日目）

<憲法・平和>

田中隆団員「東日本大震災からの復興問題」

震災そのものについての発言。原発事故の影響が直接ない3県も悲惨な状況であることが確認された。復興・復旧の遅れは阪神大震災の比ではない。瓦礫も一部整理されているが、大半はそのまま。生業、住まいの見通しつかず。最初に仙台行ったときから変わっていない。仙台の一部は復興バブルだが、車で15分行ったところは復興されていない。「復興災害」を塩崎賢明が論じたが、復興することによって取り残される地域がある。阪神大震災後の孤独死は1

000人とされたが、繰り返してはならない。

政府はこの1年間何をやってきたか。きわめて歪。まともに復興されず、新自由主義法制が出される。被災者生活再建支援法の上限300万円を拡充すべきことが言われていたが、1年たっても拡充されなかった。平野達男復興相が支援金制度の80%を負担すると回答したが、国か自治体いずれの負担でも被災者への支援は変わらない。二重ローン対策として、東日本大震災事業者再生支援機構がローンを買取る法案があるが、実際には使えない。買い取りの要件には再建の見通しがあることとあるが、あれば金融機関は法律がなくても貸す。

復興特区法に団は反対。大企業にとんでもない恩恵。全国で第1号は自動車、高度電子機械等の復興産業集積区域。5年間完全に免税だから、入ろうという企業があるのは当たり前。最賃ぎりぎりでも、法人税が全くなし、いかに大判振る舞いか。

法律家の課題。二重ローン法は使えないので使えるように。特区を使うことによって役に立つなら使わせる。相談に乗ってくれ、力を貸してくれと言われており、東京の団員にお願いしたいと思うが足りない。

一番の障害は補償はこの程度で良いという考え。国会での答弁を借りれば、私有財産の補填は慎重の上に慎重にとの考え。阪神大震災の時と同じで、私的な蓄財に公金を出せない、公平を害するということらしいが、それを不公平というなら、以前の被災者と比べて不公平と言わなきゃいけないと山下議員が批判した。

住宅再建、生業に金を出せと突きつけよう。阪神大震災の時、町を復興させ、憲法13条、25条を根拠に一種の社会保障だという同じ議論、理論と運動で実現させよう。東京も無縁ではない。石原都知事は自助が基本と言う。東京の災害対策は貧困。被災地は直下型地震が起きた4年後の東京の姿かもしれない。

### 長澤彰団員「米軍再編・改憲派の動向」

団長挨拶にあったように、比例、選挙制度が大問題。秘密保全法については担当者の発言がある。共通番号制等、課題が広く多くなっている。

米軍再編見直しの問題。日米が2月8日、共同で方針を発表した。従来のパッケージ論＝「グアム移転、普天間移設、基地返還の3つを一括処理する」という方針から、先行的に海兵隊をグアムに移転させる方針に変えた。辺野古移転を待たずに日本に基地を返還し、残った海兵隊を、ハワイ、フィリピン、オーストラリアにローテーションさせる。岩国に移転させる問題はアメリカが打診した。岩国に16機、49機は移転決まっており、自宅もできた。大きな基地になりつつある。辺野古移転は非現実的となり、グアム移転だけ予算付けるわけにいかず、移転経費ゼロとなった。オバマが縮小して先行的にグアム移転させようとする根拠を一転。1月に発表されたオバマ軍事戦略の転換がある。アフガン、イラクの後でアジア・太平洋が狙いだが中心は中国。中国への戦略としてなぜハワイ、フィリピン、オーストラリアの3か所に分散させるのか。中国の中距離弾頭ミサイルの配備が終了し、日本の米軍基地を攻めることが可能になっている。アメリカは、TPPを、中国を入れずにまとめようと表と裏で進行している。

辺野古の評価書、12月ぎりぎりに国が朝4時半守衛室に持ち込んだ。宜野湾市長選挙では伊波候補が惜敗した。26年ぶりに保守系候補が勝ったというが、両候補とも県外移設を主張、

争点見えなかった。グアム移転が突然発表され、沖縄の負担が軽減されるのではないかということが広がった。選挙干渉問題で真部当然更迭だったはずだが続投した。野田政権は防衛官僚の力を借りなければならない。なぜ素人政治家2名を配置したのか。防衛官僚のやり方を是認するため、素人だからはいはいと対応。大臣は国会答弁だけをすれば良い。

八重山地区でなぜ作る会系教科書が採択されたのか。自衛隊基地を作る方針があり、作ると同時に教科書で統制しようと思っていた、そのための教育的地ならし。地元が頑張っ、竹富町は寄付を受けてやることになった。21人分、15000円を私人が立て替えた。

自民党の党大会は新憲法草案作り直すと宣言。憲法審査会は中山太郎を呼んで非常事態宣言が必要だと発言させる。自民党の言いなりになっていることが分かる。当面は96条改正の議連が改正案を提出することまで決めているが、まだ動きはない。

橋下の憲法をめぐる動き、首相公選や参議院廃止を掲げ、世論調査では支持が高いが、世界を見て、一院制はあり得ない。中国は1院制。欧州では、一院制は人口300万人、500万人程度の国だけ。1億2000万人の国で一院制はあり得ない。警戒しながら見ていきたい。

#### **島田修一団員「憲法審査会の危険と9条運動」**

改憲手続法強行から4年半経過して憲法審査会が動き出した。これをどう見るか。危険な段階を迎えたと見るべき。

理由の一つ目。国会で議論が始まるのは今回2回目、2005年が最初。5年間の憲法論議が最終報告書としてまとめられ、当時大変な問題になった。発議権にかかわる文書をまとめたのは初めて。21世紀のこの国の形について、当時改憲勢力は改正論議の土台を作った、一つの峰を越えた等と発言した。今回2回目の改憲論議、国家緊急権、3つの宿題をやりとげることが主な課題。当時と違うのは、前回は9条について衆議院と参議院で議論が分かれたが、今回は96条で迂回作戦を取った。非常事態、国家緊急権、前回分かれたが今回違う。いかに自衛隊が活躍したか、東北の方がいかに感謝したか、働くことができる環境が大事ということで、前回は国際協力、今回は危機管理として自衛隊を憲法に明記させようとしている。迂回作戦ではなく、多数派形成の狙いがある。

危険な段階の理由の二つ目。決定的に違うのは、憲法審査会は憲法改正を発議することができる機関であること。条文論議するのは論理的帰結。以前5年の積み重ねがあるのは間違いなく、審査会はそんなに時間置かないのではないか。民主党が3月、自民党が4月に改正案を発表する。

九条の会東京連絡会の活動は特別報告集に書いたが、情勢は非常に危ないということで認識一致している。早く広く訴えていくのが9条運動の課題。改憲勢力はもう一つの評価、国民的論議を起こせれば良かったと振り返っている。憲法調査会が憲法改正に対する関心を高めていく狙いは失敗した。今年7月1日に800をこえる9条の会が大交流会をするので、当日までに情勢を早く広げて、対抗する運動を強化したい。

#### **松井繁明団員「比例定数削減問題」**

比例定数削減について。野田一体改革の閣議決定では、衆議院80の定数削減が含まれてい

るが変な話。社会保障と税の一体改革という重要だが個別の話と選挙制度をどうするかというのは全く無関係な話。制度の根幹にかかわる、内閣が国会のあり方について提案するというのは踏み込み過ぎと野田は言っていたが撤回していない。国民に迷惑をかけるので身を切るというが、一般のマスコミにも政党助成金を切れという、2年前には赤旗、団通信だけが主張していた記事が出始めている。野党は反対の姿勢を示しており、自民党は動揺気味で簡単に通らない。ただ、野田内閣は、一体改革命がけ、ついでに80削減も命がけという構え。世論は変わってきた。

小選挙区制の悪いところが出てきてしまう。議員劣化は誰もが認める。自分は劣化していないが他人は劣化と言う。我々が簡単に負けてしまうことにはならない。選挙制度の改正そのものは最高裁の判断があるので何か手をつけないとまずい。解散権があるのかまで問題になり、無効判決が出されると大変。0増5減の自民党案、それだけを切り離して通させるのか。かなりいい加減で1.8倍までに修正、しばらくほおっておくとまた違憲状態になる。次は比例だと来るので危険という議論をしていた。

以下、個人的見解だが、0増5減だけなら通させても構わないかも。次のヨタヨタ政権が80削減言えるのか、抜本的改正を無視することができないという運動が作れるのではないかと、一致していないが。公明党が連用制を言い出した、昔は併用制。仮に20議席のブロックで12を小選挙区、8を比例代表とすると、小選挙区で同じ党が議席を取ったら自分の議席取れない。3党以下が有利になる。共産党、社民党の支持者が多いので説得難しいが、第1、2の政党が争うことを固定化するので、議席数だけにだまされないように注意したい。

### 吉田健一団員「秘密保全法」

特別報告集で盛岡団員が自衛隊横田基地の新設を書いているので注意喚起したい。

秘密保全法について議案書でも触れられているが、公務員の行為に限定され過ぎ。25年前の運動を経験した弁護士は少数。条項は出来上がっている。

団本部で意見書を発表、問題点を4つ強調したい。

一つ目。特別秘密が広範な情報を含み曖昧な概念。原発、外交、TPP、交渉経過も秘密になる。二つ目。重罰で、過失犯も罰せられ、処罰の網を広げている。公務員だけでなく、委託労働者等、対象者広範。三つ目。関連するが、知る権利が侵害され、取材の活動、情報公開を求める活動が規制の対象になる。四つ目。国家機密法ではなかった点で、適性評価制度がある。秘密を扱う対象者の取り巻きについて、いろんなプライバシー調査をする。反面調査、弱みを持っているか等、いろんな形で調査をする。

秘密保全は戦争への道と一体。アメリカから一緒に戦争するための情報保全を約束した78年のガイドラインが85年の国家機密法につながった。イラク戦争後、事あるごとにアメリカが作れと約束させる。武器共同開発しようにも、秘密が漏れたら一緒に戦争できない。もう一つ、知る権利があり、国民が理解して判断して議論、政府を選ぶというその基本を掘り崩すもの。しかし、秘密保全法は知られていない。とても手が回らないのかもしれないが、議論と連動させて広げて欲しい。原発、TPP、隠されたら声挙げられるのか。社会保障改悪もそう、知らされないままで、声を上げようとしたら比例定数削減で声届かない。その重要な柱として

3月1日、15日、一緒に行動しよう。ポイントをコンパクトにまとめた宣伝物も作る予定。

### 須藤正樹団員「国公法弾圧事件／選挙制度問題」

国公法弾圧事件について。古田判事が4月に退官予定なので、大法廷を開かせ、猿払事件判決を変更させる。無罪はもちろん取る。100円パンフを普及中。

選挙制度問題について。松井団員の発言を聞いたが意見が違う。小選挙区、比例代表、2票持っているが、現状は1.5票にしてしまう。連用制はそれを解消する面もあると思う。選挙制度はもともとゲリマンダーで、割り切れば是正する部分を持つのではないか。比例が良いのは決まっている。それを目指しつつ、妥協案として、小選挙区制連用制も突破口にはなるのではないかとも思っている。ピンチをチャンスにしよう。

### 今村幸次郎団員「秘密保全法の特別決議案について」

秘密保全法の決議案について。適性評価制度の記述、公務員、民間人を積極的に調査するもので、個人情報の保護とは違う。プライバシーを侵害し把握していくというニュアンスで検討をお願いしたい。橋下による思想調査の風潮ともつながるのでその視点もあると良い。

## <刑事・司法>

### 飯田美弥子団員「布川事件」

特別報告集で布川事件は報告されている。無罪になったにもかかわらず、自白の任意性につき、枢要部に変遷があるが変遷に合理的理由があった事件として法曹会の本が布川事件を掲載している。布川弁護団が訂正を申し入れたが、5月24日に無罪判決が出たとの紙を差し込んだに過ぎない。当時の裁判官がチームでやったので、著作権はないと法曹会主張。ロースクールでも使われている本で、弁護団はまた申入をするが、桜井氏とも会おうとしない。良い教材を作っていきたい。

(2日目)

## <刑事・司法>

### 種田和敏団員「給費制存続に向けて」

給費制について。ちょうど3月末か4月に昨年末に継続になっている裁判所法改正案が審議される。一か月後だが終わっていない、ホットな話題。貸与制の下で借金をして修習をしているのが事実。当事者の生の声を聞いて欲しい。

(司法修習生)

地元もローも京都で実家から通っていた。修習地は松山で、引越しをして生活。就職は東京を希望しているので松山から通っている。月2回で往復4、5万円、家賃や生活費もあるので借金を使い切っている。去年の修習生と変わらないと思うが、それを借金でまかなっているというだけでつらい思いをしている。他の修習生も同じだろう。修習をすることに閉塞感があり、社会から期待されていないのではと思うとモチベーションも上がらない。将来貸与された30

0万円を負ったまま返していけるのか、借金のままでやりたい活動に専念できるのか、不安。明らかに不合理なこの制度を変えていきたい。

#### (司法修習生)

八王子で過ごし、現在都区内に住み、立川で修習中。違うのではと思うのは、合格が大きな通過点で、司法試験を受ける閉塞感が打ち破られるということだったと思うが、合格しても開放感がない。まだロースクールに通うという感覚、学生生活の延長のようなもの。懇親会にも参加しない。司法改革がうまくいっていない中での貸与制には納得行かない。給費制復活まで頑張りたい。

#### (種田和敏団員)

貸与制が始まって64期、65期に修習についてのアンケートを実施、64期は給費をもらえるようになって意義を感じながらの修習を振り返った。ビギナーズネットを中心に声を上げたい。

院内集会もする。現状は厳しいが議員、市民、マスコミ対策をする。作戦につきアイデアが必要、東京に集まって行動するにはカンパも必要。日本の司法を何とかしたいという思いで最後まで頑張っていきたい。

### <労働・貧困>

#### 小林大晋団員「JAL解雇事件」

判決日が決まった。去年1月19日提訴、パイロット、CAそれぞれ70数名で146名、2名加わって合計148名。東京地裁11部、36部に係属した。12月21、19日に弁論終結して11か月で終わった、異例のスピード。集中してきたから争点は明確、解雇の必要性に尽きる。被告は余剰論、余剰を抱えることはできない、それは会社が判断。人件費削減は段階で考えられる、ワークシェアも可能。解雇時点での業績でも1400億円の利益が上がることを見込んでおり、わずか14億円の人件費を抱えられないのか、どうして解雇する必要があるのか。更生計画下でも206億円超過達成し、人件費の枠を超過達成していた。子会社売却は解雇前に判明していた事情、計画に入っていたから超過達成になるわけではない。

運動論で大きかったのは稲盛、神様、カリスマとも言われた人が、証人尋問に出てきた。解雇2か月後の2月の整理解雇のコメントについて証人尋問でも聞いた。言い訳を証言すると考えていたが言葉どおりと証言、管財人が決めた、私は知りません、経理上必要性ないことは明らかと。被告は余剰論に逃げ込んでいた。

結審1週間前に会社は4人の学者の意見書を提出。整理解雇法理の適用がない、会社更生法上は解雇とみなすべきという内容。予告なく、後れた攻撃防御方法で意見書は却下された。前回期日の後、検討して依頼したと会社は不意打ち提出を認めた。客室の裁判で、事業計画とは何か、ないのかと裁判所が釈明したら、事業計画はありません、説明会の資料、原告が提出したもので構いませんと回答した。解雇は自由、解雇されたものとみなすというのは不当。

JALの現在の状況、減茶苦茶儲かっている。秋には上場目指すとするが、利益優先。20万円もつたいないから台風に突っ込むという事例が報告されている。5年前の6割の賃金で働いているので、ボーナス出さないといけない。100億円出すなら何故雇用できないのかと思

われる。整理解雇抱えたまま再上場はできない。証券会社、回収機構は紛争解決して再上場せよという申入をしている。子会社では客乗、パイロットの募集を再開している。原告は上申書で客観的事実を伝えている。勝って当然と言われているが、びくびくしている。正社員でもうかうかしているとどんな状況でも余剰人員が作られ、黒字でも余剰人員はあり得る。ダウンサイジングの判断が経営者の自由ということが全国に波及することは阻止しなければならない。

### 鷺見賢一郎団員「非正規雇用をめぐる情勢と課題」

派遣、有期雇用、非正規裁判について、議案書に簡潔に整理されている。派遣法改正案は3党案をさらに改悪するもの。製造派遣・登録派遣を禁止しない、日雇い30日以上であれば良い、かつての自民党案より悪い。有期雇用については12月26日に建議。入口規制はしない、臨時的・一時的規制はしない、出口規制はする。無期に転換する制度があるが、6カ月有期を休ませればクーリング。私は全然役に立たないと思う。経団連が経営労働政策委員会報告を發表した。財界の春闘対策。分かりやすく経過を書いている。依然としてみなし制度が維持されているとってけしからんと評価している。有期、高齢者、派遣について、一方的に強制するのは当事者の合意に反する点で共通する、労働市場に混乱をもたらすと非難。正規労働者について解雇や不利益変更の余地が狭く、人材活用が難しい、規制の強化は国際競争に負けると言っている。3党案は3月に強行される動き。有期も3月にも法律案要綱が出てくる。これからは有期雇用に力を入れる必要があるといわれるが、派遣法を忘れては困る。私が見ている限り、有期も悲惨だが、派遣は2、3倍悲惨で大変。いすずの労働者、有期になると100万円位賃金が上がる。派遣先は派遣はうちの労働者ではない、団体交渉義務はないと言う。派遣は諸悪の根源、労働者扱いしない制度。派遣法抜本改正も握って離さず、有期も入口規制入れろと訴えたい。

裁判の問題について。ホンダの裁判、76回契約75回更新、私は勝てると思っていたが負けた。端的に言うと、労働者が争う権利を放棄した。2008年11月、15分間で人が余っているから年末でクビ、その場で1カ月の契約書出されてハンコを押せと言われた。更新しませんという不更新条項があったが、ハンコついた。退職届も取られていた。だから争う権利を放棄した、ハンコ押さなければ4要件の適用あるよと判示している。強引な事実認定を平然としている。最初から勝たせるつもりなかったな、悪意、害意、敵意を持っているというか、到底リーマンショック後のホンダの解雇を無効とは言えませんという裁判所だった。本部常幹で報告したら、裁判批判をせよと言われた。JMIUはIBMでも不当判決があった。判決文を読むと退職強要に応じない労働者は同僚に迷惑かけるんだと言っている。きちんと裁判批判をしないといけない。

議案書は労働審判に触れているが、東京地裁の労働審判は荒れていると思う。2、3年前は権利義務で考えようという姿勢だったが今は違う。ある事件で1000万円を要求し、その後600万円に落として450万円で解決したが、「ゴネ得は許さない」と裁判官が言っていた。他の事件では700万円を要求し、500万円以下になりそうだが、裁判官はあなたは本裁判出さずに労働審判を申し立てているのだから、権利義務を言うな、迅速な調停をわきまえろと言っている。経験交流をして、労働者の権利をきちんと守れということを書いていきたい。

### 和泉貴士団員「まちだなんでも相談会／地域の貧困問題と自殺対策」

まちだのなんでも相談会について。3回目、毎回30名位の多くのスタッフで盛況。労働事件を受任したこともある。民主団体が相談内容にあわせて対応。いろんな分野からいろんな相談が来るので、電話相談もやろうと計画している。うまくいっている理由はいくつかある。宣伝がうまくいっている。青年大集会のプレ集会として位置付けて、街頭アンケートを行った。学童の組合員が来て、広場で縄跳び、ベーゴマをするので、楽しそうにやっている雰囲気があって、子どもや家族連れが寄って来る。若い人が広報担当になって、民主団体がバックアップ。記者会見をしたり、新聞に掲載してもらったり、お店まわりをしてさぬきうどん屋にポスターを貼らせてもらったりしている。若い力、共産党地区委員会、市議、まちさが事務局、民青が揃って、20代から30代が精力的に活動している。和光大学の学生もいて活力になっている。

八王子反貧困ネットを立ち上げた。守る会をバックアップ中、まちだより活動量少なく、人材がまだ。自殺対策の相談会を1年ほど前にやった。自死遺族支援弁護団も作った。14年以上3万人以上の自殺者がいるが、20、30代では一番の死因。一人の自殺について4、5人の自死遺族がいて、これまではメンタルケアしかなされず。1か月に600時間労働して自死し、その遺族が大家から300万円の損害賠償請求をされた事件を受任したこともあった。社会矛盾の結果として自死であり、ソーシャルワーカーからの支援が必要。予防と遺族支援が大事。予防は行政や団体が支援している。無職・離婚・男性の自殺率が高い。賃貸物件での損害は300万円から1000万円。WHOは自殺者の9割以上は何らかの精神疾患がかかっていると報告している。自殺は自己決定の産物と考えられているが、ある種の偏見である。

### 吉田健一団員「企業再編と多摩地域での労働事件」

労働審判について先ほど発言あったが、立川支部では1回で終わらせる姿勢の裁判官がいて、いくつかの事務所で何とかしようとしている。労働審判の問題を共通の課題として取り組みを強化しよう。

規制緩和の下で資本が労働者を犠牲にして収奪する新たなやり方が広がっている。ファンド、羽村市のカイジョー、NECが手放して、ファンドが買ったが高く売り抜けすれば良いという態度。労働者や職場には関心がない。絞るだけ絞って売れば良い、労働者に犠牲を強いるようなやり方。松本の子会社に30名を出向させようとして、3年戻りでなく片道切符だよというもの。労働協約、契約上にも根拠がなく、JMIUの役員もいた。仮処分を申し立て、出向命令が出る朝に期日が入るようにしてもらった。会社はとめた仮処分には従っているが、ここには仕事ないよと干していて、労働委員会と裁判の手続きを進めている。起訴命令もあったので、損害賠償請求も立ててファンドも相手に闘う。

会社分割を悪用する事件もある。飛鳥という教習所。6名解雇は撤回させたが、その後、一時金を払わない。今まで100万円以上払ってきたのに組合できたらぴたっと支払わず。分社化をして、教習所は赤字だよという形をとって全体の収益とは別にした。分割前の不払いについては、都労委命令が出た。分割後の不払いについてはこれから審理。資本が責任逃れをするカイジョー、飛鳥の事件は個別の闘いであるが、共闘を広げてやろうとしている。

### 尾林芳匡団員「地域主権改革」

議案書の憲法の章に地域主権改革の問題が入っているが、本質を見据えたもので賛成の立場から発言。一般に報道される義務付け・枠付け見直し、出先機関改革、一括交付金、とバラバラのメニューが踊るが、団のリーフではバラバラではなく密接不可分であることをまとめた。地域主権改革は憲法25条を解釈によって破壊するもの。義務付け・枠付けを見直しするから、財政的手当としての交付金支出も出てくる。憲法25条の実践、福祉基準を切り下げる。一次法、二次法が成立して、闘いの舞台は自治体となっている。東京都の条例案では特養の基準切り下げ、廊下2.7メートルが1.8メートル、10人が12人、1人が4人という、べらぼうな基準緩和が議会にかかっているので取り組みを具体化すべき。三次法が国会で議論されている。団のリーフを武器にして2.29院内集会、3.27さいたま集会を成功させたい。

生存権の体系を壊すものとして橋下市政について触れる。ダブル選挙を勝ち抜き、思想調査までする大阪橋下市政をどう見るか。自民党は地方分権、民主党は地域主権と称して、国の責任をなくし、大企業の負担を軽減する政策を目指した。自民党から政権交代があったが、民主党も悪い、さらに急進的な解体的改革、財界本位の政策をしようとするのが橋下。

もともと関西同友会が提唱したことをそのまま実行しようとしている。関西州の議会では革新系の議員は1名、ごく少数で運営するやり方を国政にも持ち込もうとする。橋下は自公と同じことを明らかにしないマスコミ。維新の八策は参議院廃止、首相公選制を提唱するわけだから、憲法改正論者なのに60%以上の支持は深刻な事態。文楽協会への補助金切り下げまでやり、公務員を民衆の敵と見る。内部留保をため込む財界、既得権益への批判を公務員への批判にすり替えている。総選挙を前に第三極を形成するという。団のリーフ、本を大至急学んで、本質をいち早くつかんで都民に広げることが重要。団のリーフが本部にまだあるので買って欲しい。

### 平井哲史団員「地域主権改革／労働組合・民主団体との関係強化について」

地域主権改革は第二段階に入ってきた。条例で基準の緩和ができる。2月都議会で介護施設、老人福祉施設、保育、障害者について会派に案が出された。すし詰めを目指す。団の意見書を作成したが、懸念がズバリ当たった。条例案をどうするか、本部として東京地評と会って話をし、統一行動までは決まらなかったが、三次法も出てくるので東京支部として体制をとって取り組んで欲しい。団として2本の意見書を出しており、東京支部独自のPTがあれば良いが本部にも参集して欲しい。

労働組合との付き合いについて。東京支部は地域の労働組合と街頭宣伝を粘り強くやっていて、組合と付き合いを深めている。組合・民主団体との付き合いは各事務所の財政基盤を強化する面でも重要。相談を受けるだけでなく、運動を一緒にやる。組合・民主団体の先細りは我々の先細り。運動の強化と財政基盤の強化は一体で考える。単に相談を受けるのではなく労働組合の強化の視点で付き合い。単組の会議の中でミニ学習会を設けてもらう。

### 星野一人事務員「国立市の上原元市長に対する訴訟」

追加の資料を配付した。窪田之喜団員に代わって報告する。国立市の大学通り、桜並木がきれいで住民が景観を守る運動をしてきた。上原氏が1999年に国立市長に当選、開発業者がマンションを強引に建てており、高さ制限の条例を作ったが、明和地所は無視して建ててしまった。裁判が多数起こされて、違法建築物、条例無効と判決も分かれ、撤去せよとの判決が後でひっくりかえされた。裁判の中で東京高裁が市による営業妨害を一部認め、市が明和地所に賠償した。明和地所は同額を市に寄付したが、その後住民訴訟がなされた。東京地裁は市に対し上原氏への損害賠償請求を命じ、市は控訴したが、いわゆる革新系候補が敗れ、控訴取下となった。弁護団は東京地裁民事2部に回避要請をした。3月8日に第1回期日があるが、全面的に争う姿勢である。国立市には住民自治の長い歴史があり、それに基づいた市政を行ってきた。元市長に対する請求が認められれば、住民自治が萎縮、国立の問題はマンションだが原発でも同じような問題起こり得る。その観点からも大きな意味を持つ裁判で、弁護団を結成しつつある。事務局事務所であり、今後ともご協力をお願いしたい。

### 久保田明人団員「外環の2訴訟」

報告とお願い。議案書ではオリンピック問題を大きく取り上げているが、関係する外環の2とは何か概要を説明する。道路計画はもともと高架式、計画されている地域は閑静な住宅街で立ち退きが必要になってくる。1000世帯、周辺は3000世帯にも及び、長い間凍結されていた。90年代に入って2006年に石原が現地調査をし、地下に作ると言って、2007年に地下式に変更決定。しかし計画が残っていて、立ち退きを迫られるということで、上田元団長が原告になってした訴訟。計画はもともと外環本線を前提としたもの、本線は地下式に変更された以上、前提を欠く。交通量調査からしても交通量は増えないので必要性がない。正当性のない計画によりコミュニティーが破壊され、人生を変えられてしまう。数千億円、本線は数兆円ともいわれる事業で無駄遣い。2008年に提起後、住民アンケートも行い、廃止を求める運動もやっている。3000世帯にアンケートを配り、825通の回答があった。地下式になって計画が残っていることを知っていたのは半分以下だった。求められているのは政治的な働きかけ。12月の定例記者会見で都知事はぼかんとした顔をして、地下にするといったが地上の計画は残っていると発言。年明けに中止の申し入れもなされている。石原都政を正していきたい。

### 名取孝浩団員「教師に対する給食費の徴収業務命令」

2年ほど神奈川支部にいて戻ってきた。町田市在住、藤沢市勤務の教師、給食費の徴収業務をさせられている。二律背反なので人事委員会に是正を求めて措置要求をしたが門前払いで却下された。通常処分を避けるために争わないが、教師としては定年前なので却下を争いたい。給食費の徴収は誰がするか決まっていない。教師が生徒のために教えながら、保護者に取り立てるとするのは、教育権を侵害するであろうし、心労がたまる。教育の業務とは違うことに時間をあてるわけで、保護者がいる時間に行くことになり、土日に行っても残業代も出ない。この教師は違うが、重圧に耐えかねて自腹で埋めた教師もいる。昭和20年代の教材費は校長が徴収するという行政実例に従っているだけで根拠はない。それをもとに門前払いはおかしい。

給食費は義務教育の中で食べさせるもので、食育。払えない場合には補助制度を厚くして、直接交付されるようにすれば徴収業務も減る。給食を食べて教育を受ける権利がある。義務教育無償はこしばかり争われていないが知恵を借りて闘っていきたい。

## <原発>

### 田村優介団員「地域での脱原発の取り組み」

さよなら原発集会の報告。11月27日、文京区の礪川公園での企画、9月19日の原発集会の呼びかけに呼応して、城北法律事務所が北部地域の団体と一緒にいった。呼びかけ人も募って大きくやった。ゲストは前福島県知事の佐藤栄佐久氏。大山勇一団員がガンジー大山として登場、鳴り物をもってリズムカルにパレード。600人程度が集まり、ネット中継もした。事務所と地域とが結び付いて地域から運動を進めた。3月11日にも板橋地域では地元でもパレードをやる予定。

### 山添拓団員「福島原発事故被害賠償の現状と課題」

浜通りの弁護団の報告。福島県海側の被害の弁護団で弁護士70名位が結集。何度か被害者の聞き取りをいわきで行った。3月19日は東電との直接交渉があり、代表請求人団を結成している。出来るだけ早く典型的な基準を作らせて、特徴的な被害をスムーズに認めさせるようにしている。最終的には訴訟も辞さない。典型的な請求人を選定するが、様々な人がいて地域も生業も違う。牛も農地も置いてきた人。牛はJAが補償するとのことだが、慰謝料はどうするか。避難区域から出た人、区域外から出た人、それぞれどうするか、弁護団でも議論がなされる。団長は小野寺弁護士、共同代表に広田団員がいる。損害論は単に差額説では足りない。評価額で埋めても意味がない。他で仕事やれるお金得られない。再取得価額という土地収用の実務を基に営業損害を参考にして新たな損害論を構築したい。責任論はまだまだ。私の思いとしては、被害弁護団が聞き取りをし、損害確定をして、大きな弁護団になっているが、脱原発の運動とも結び付くのが重要。自分たちが被害者という思いとしっかり結びつくのが重要。4月には福島で交流集会もある。

### 種田和敏団員「福島被害弁護団の取り組み」

中通りの福島原発事故被害弁護団の取り組み。「生業を返せ、地域を返せ！」とスローガンがついているのが特徴。安田団長、南雲幹事長、久保木団員、馬奈木団員のほか、64期が10名程度結集。1月に2回聞き取り、2月に泊まり込み合宿をした。今度郡山で相談会があり、月に2回程度福島に行っている。被災者はいろんな場所に避難しているので、例えば沖縄に行ったりして被害者同士のつながりを作る取り組みもしている。先日、民商、いわきより北の人たちで東電との直接交渉の場に立ち会った。東電の対応は新聞で読んでいたが、人がやったような物言いをしていた。質問に対し、東電は国が決めたら従って払いますと言う、何言っても国、自分たちが加害者なのでどう考えているか示すべきだと言ってもその姿勢がない。時間がない、自分の会社がどうなるかと言っても、すべて持ち帰りますと真っこうに回答しなかった。憤りを覚えた。被害者の方は声を上げない。もっと怒って良い。福島の人の人間性の良さがま

た驚き。被害は深刻で甚大、いろんなことで疲れて声を出しづらい、そこもケアしつつ、運動を盛り上げていきたい。完全賠償、金銭賠償、除染も含めて、被害者とともに弁護士人生をかけて頑張りたい。

## <都政その他>

### 横山聡団員「原発被害／オリンピック招致問題」

原発関連。被害をどう的確にとらえていくか、それは原発をどう廃炉にしていくか、いったい事故起きたらどうなるのか、原発依存はだめだという声につながっていく。避難途中に自宅に戻ってガソリンをかぶって自殺した人を担当した。避難先が耐えられないというのは感覚が違うかもしれないが、避難所行くと何もやることがない。壁見ているだけ。自殺のガソリンは草刈り用のもの。また戻らなければならないという心理、被害は現地に行かないと分からない。現場からどう伝えていくかが我々の仕事。脱原発にしていくためにも産業の方向性を示しながら政策を変える。

オリンピック招致問題。最近申請した申請要綱が明らかになった。7月24日から8月9日まで16日間、この快適な夏の気候とあったが真夏のど真ん中。オリンピックによる様々な恩恵あるというが、なでしこJAPANは日本でやったわけでもない。オリンピックの意義自体を否定しないが、なぜ今日本、東京なのか。被災者の支持も得たといっていたが、そんなことはない。バリアフリー化はオリンピックと関係なく進めるべき。お台場でトライアスロンをやることには2016年招致の際にも批判したが、また書いている。サッカーだけを宮城スタジアムでやるというができるのか。今回は国立競技場を改修してやるらしい。晴海は交通不便なのに選手村作る。オリンピックは東京の再開発をするための方便に過ぎない。来年私自身がブレノスアイレスに行くことないと思うが、この運動を一緒にやりたい。

### 船尾遼団員「B型肝炎訴訟／原発被害」

B型肝炎訴訟について。予防接種禍。国が予防接種を義務づけ、注射器の連続使用を続けた結果、ウイルスキャリア、肝がん、肝硬変をもたらした。被害者救済のための闘いを続け、2011年6月28日に国が責任を認めて謝罪をする基本合意ができた。個別に裁判を提起し和解を進めているところ。今の課題は除斥問題と原告の掘り起こし。埋もれている原告を救済する。私見としては恒久対策がこれから重要になってくるのではないか。原告の話の聞くと差別されていることに気付いていない。言われて差別と分かったということも多い。社会がどうやって支えていくか、問題提起している訴訟である。

修習中に仙台に行った。原発の中通り弁護団も参加しているが、誰が被害を生じさせたかだけでなく、ものすごい災害、被害に対してどう支えていくのが重要。原発も東電が加害者だが、脱原発進めた後に地域をどうやっていくのか。東北には地域産業がなくてやむなく原発を選択してしまった。津波被害についても産業が復興しないのはもともと産業がなく、地域の方の自力がない社会にさせられてしまった。国民全体の問題であって国民全体で支えていく。個々の闘いとどまらず、連帯共同して闘っていくべき課題。

### 尾林芳匡団員「団支部の活動について」

四点話したい。一点目。そごう八王子店の撤退問題で仮処分の申立をし、2月9日に立ち退き問題で和解した。出店契約を見ると、いつでも追い出し自由、移転補償はない。賃貸借契約ではなく、販売代理・仕入代理という内容。まともに争っても難しいので、大衆的な運動を起こして闘うことにした。議員要請、シンポ、街頭署名に取り組み世論に訴えた。私は初めて街頭署名で芸者と共同した。

二点目。どう労働組合と関係広げていくのか。未払時間外手当、こちょこちょ労働審判ではダメ。解雇は仮処分を構え、残業代は組合で取り組むという作戦を取ってきた。八王子労連は9つの職場で組合員190名を増加させており、そのオルグは学習会で講師を務めている。私自身、毎年一つ以上、組合の顧問を増やしている。

三点目。集団事務所の見通し暗いのでは、事務員の労働条件に波及しかねない。経営者の一人として、団らしく、弁護士が大幅増えた中でも方策を経験交流、知恵を出し合うことが大事。

四点目。そごう八王子店のような大衆運動の中で資本と闘う、職場の労働組合を組織するという経験に興味関心があれば、人権派弁護士の経営術を話したことがあるので話に行く。財界支配の矛盾があり、運動の中で一定の成果を得る中で事務所経営も安定させられる。東京支部レベルでも経験交流を持つてはどうか。東京支部は順調に大きくなっているのだから、より多く東京の権利闘争、より大きな役割を果たせることが広がっている。内部だけで考えるのではなく、手が届かないところに広げる。支部をあげてロマンと大志に満ちた議論をしてみたいかがか。

### 平井哲史団員「団支部における将来問題」

団本部の将来問題委員会の事務局長をしている。10年ほど前には団に弁護士が来なかった。今や弁護士大增員、どうやって気概のある新人が入所して、全国の事務所が経営を維持しつつ発展できるかを議論。マンパワーがきわめて不足している。総会、5月集会の2回企画の中でプレ企画を実施中。今年は財政基盤をどう作るか、人的基盤をどう作るか、準備中で、3月中にアンケートを送る。全国会議では東京の議論は出来ない、支部ごとに議論しないと進まない、サマーセミナーに向けて議論してみたいはどうか。多摩の4事務所のような議論を皆が知恵を出し合おう。執行部で音頭取れば私も汗かきますのでお願いしたい。

### 金井克仁団員「明治乳業争議の現状とそれから見た若干の思い」

明治乳業争議の事件の発端は昭和43年。若い団員は生まれていない、私も物心ついたかどうかのころ。昭和60年に不当労働行為救済申立をし、それが労働事件で珍しく5連敗。一度も勝っていない事件。最高裁判決は平成21年で、いったん終わった。にもかかわらず、都労委命令をもらおうとしている。なぜそうなったのか。詳しくは特別報告集に譲るが、5連敗したのは思想差別・賃金差別の市川工場の事件。都労委命令を求める事件は市川事件申立の後、9つの工場の32名が立ち上がって平成6年に申立をした全国事件。2つの事件があった。市川事件が先行したので、全国事件は凍結されていた。都労委にかかっていたのを動かしたのが平成20年ころ。明治乳業争議は過去の事件、お葬式を出すだけの事件と言われたが、確かに

そのとおり。意義があるのか、後に述べる。

一点説明したいのは、5連敗をどうまきかえすのか。分かりやすいケースで言えば、女性労働者がコース別人事で総合職に行かなかった。総合職は全国配転、残業有り。10年、20年経てば総合職、一般職で大きな賃金の差があると主張して争ったのが前の事件。本件では試験制度が出来たので受けて下さい、新しい制度に入れますという際に、皆受けなかった。一般職のような制度に押し込められた。試験を受けた人との差が差別という争い方をした。活動家を狙い打ちにした試験を全面に出しすぎたため、試験自体は不当労働行為ではない、格差はないと判断された。今回の事件は、一般職の中でも32名は格差があるという主張にしているので、5連敗の影響は全くない。今度こそ勝てると思う。命令がJALと同じ3月末だと新聞の一面に載らないと心配したが、連休前後ころではないか。

最後に尾林団員、平井団員の発言に触発されて私も発言。なぜお葬式を挙げる事件と揶揄されながらやっているのか。明乳と同じ時期、東電、関電の思想差別事件があった。昔は真つ当なことを言う労働者がいたが、狙い打ちされて真つ当なことを言えなくなった東電で事故が起きた。事故は起こるべくして起きた。真つ当なことを言う組合もなかった。明乳勝ったら、闘う労働者、労働組合は企業にとって必要なんだということを示したい。今でも明乳が変なことをやったら争議団が告発するので変なことやれない。正しいことを言う組織として労働組合が必要ということを勝利命令が出れば記者会見をしたい。労働組合は抵抗勢力、既得権を言っろくな勢力ではないと言われる。本当の抵抗勢力は大企業。大企業、大資本、政府が毛嫌いをしているのは労働組合に危機感を持っていることの証拠。そうした人たちと結びつきができるのが団。労働組合、労働者、市民と結びついて闘ってきたのが団の歴史であり、それぞれ事務所の伝統であって今後すたれることがない。逆にもっと結びついて広げていき、財政力を強化し、後継者を育てていく。単なる金を得る道に走ってはいけない。演説調になったが以上。

## 支部幹事会議事録

出席者 11人

### 1 総会の感想

・出席者が例年に比べて多かった。若い人の参加が多かったし、発言も若い人が元気に自信を持ってやっていることがわかってよかった。清水先生の話が地域経済との絡みのなかで、一度作ると抜けられないという構造が分かりやすく提示されて、脱原発を具体的にどうやっていくかは悩ましい問題だということで、勉強になった。

・活動報告を聞いて励みになった。清水先生の話は、現場発の話で、復興というものをどう考えていくか、どういう配慮が必要か考えさせられてよかった。もう一步具体的に踏み込んだ提案があってもよかった。

・原発問題について都市部はどうするかという問題提起について。東京でやるとすると浜岡や東海第二ではないか？ どういう影響があるかシミュレーションして提示できるとよいが。清水先生の言われた柏崎を止めるのは東京の任務だという言葉はどうやっていくか？

・本部では、島根や福井の訴訟がある。地元と一部の都市部の団員ということで体制が弱体であ

り、都市部の団員に手伝って欲しいという話があった。東京という仕事は個々の事件に人員を投入するというだけでなく、どう東電を解体していくかという大きな問題にも取り組むべき。

- ・発送電分離は都政の問題としても取り上げられるし、いろいろ方法があるので、政策問題として勉強・検討すべき（温暖化対策問題としても）。

- ・清水先生の話でエネルギーの転換はこれまでも起こってきたし、これからも起こすことは可能だということがあったのはよかった。具体的にどうかを研究していく必要があると思う。

- ・総会の出席者が多かったのは（73人）、頑張って声かけをしたからか。清水さんの話をききたいという動機か？70人を越えたのははじめて。4割が60期、4割が40～50期、2割がそれより前の期という構成である。若手の参加・発言が目立った。

（総会の議論を踏まえて）

- ・事務所経営の話について、議論する機会を持つ必要があるが、工夫して行う必要がある。

- ・5月集会のプレ企画で支部の代表者会議をするが、そのためのアンケートを提供してもらって考えるのはどうか。

- ・アンケートはなかなか返ってこない。まずは支部ニュースに、本部のアンケートに回答して欲しいというのを出して欲しい。本当にやろうとしたら、ヒアリングが必要だし、それでも外に出せるものしか聞けないが。

（憲法キャラバンについて）

- ・憲法キャラバンが、共同センターから企画提案された。議員、新婦人 etc の諸団体を横に繋いだ地域共同センターで自治体に要請、懇談をする。自由法曹団の団員に地域の問題を憲法に引きつけた学習会の講師をしてもらいたい、要請書造りに協力してもらいたいという要請である。憲法9条、13条などを骨に、地域の要望をとりあげて要請を作っていく。例えば、品川区なら耐震化の問題など。この要請に応じて、各地域事務所の担当を決めて、地域の諸団体と事務所の担当者で企画を練っていくという方向で進めていくべきではないか。

- ・各事務所の担当を決めて、地評にそのリストを送る必要がある。

- ・一回だけで終わらずに、毎年続けることで要求の一部でも実現していくことが必要ではないか。

- ・受けるほうからすると、抽象的な感がある。例えば、比例代表定数削減について反対の決議をあげてくれとあって、それに地域の課題をくっつけていくなれば分かりやすいが、憲法キャラバンがどのような点を共通課題としてやりたいのかよく分からない。それでは講師を受ける方も厳しいのではないか？

- ・地域諸団体の横のつながりを地域の憲法センターにできないかというのが、実質的な狙い。

- ・自治体には予算の問題がある。まずはタダで実現できる要請をしていって実績を作って、それから予算を獲得する事項について要請していくのがいいのでは？

- ・憲法キャラバンについて、今日の幹事会で承認して各事務所に知らせることにした。

（労働審判問題）

- ・労働審判の交流会はどうなっているか？立川の審判官は2人だが、2人ともひどい。東京地評と三多摩労連の労働者委員の問題もとりあげるべき。

・経験交流よりもはや「対策会議」として構成する必要があるのではないか。

## 2, 情勢

### ●選挙制度改革について（常幹資料4）

定数削減、一票の格差、抜本改革が錯綜している。1週間先どうなっているかわからない情勢。半年この闘いが続いているのは運動の力。これは運動する側が押し返している証拠。しかし最終的にどうなるかはわかりにくい。

今後は、比例定数削減反対、小選挙区制廃止という方向でゆく。現在、中選挙区制議連が出てきているが、この方向で押すことがより民主的改革につながる。しかし法改正が難しいが、これに依拠して押していく。

場合によってはゼロ増5減で決着がつくことも考えられるが、その先の抜本改革のたたかいもあることを見越して、3月30日議員要請、4月19日院内集会、5月10日宣伝活動が予定されている。

地元・東京の衆議院議員に要請に行く必要があるのでは。本部よりは、大きな集会よりは、小さな規模で地域的学習会で浸透させてほしいと言われている。支部としても各地域事務所にて要請して学習会を持ってもらうよう努める。

ノダリーフ評判よし。支部でも購入して配布を。

### ●秘密保全法（常幹資料3）

法案提出は無理だろうと言われている。優先順位はCランク。まだ危険性が浸透していないのでこの問題についても運動を続けていく。法案をつくらせない、出させないという運動が必要。本部の運動に協力する体制で進める。

### ●原発関係（常幹資料6）

4月1日、4月7・8日に大きな集会。

一般的不法行為法の発想、互換性あることを前提とする法制度で処理していいか、という問題。公害としてとらえるべき。5月集会でも分科会をもってやる。

### ●大阪の状況（常幹資料10）

橋下はとんでもない知事だが、地域では支持を受けている。石原と相互作用で悪さを競う形で事態を悪化させる危険性は大きい。食い止めるために大阪との連帯が必要。

### ●裁判員制度（常幹資料11）

制度をどう活用するか、議論していく必要あり。本部の意見書も出たので、これをもとに支部でも議論を始める必要がある。

### ●弾圧学習会（常幹資料12）

支部も共催。多くの受講を期待する。

### ●民法改正と共通背番号制（常幹資料12）

共通背番号制が導入された場合、秘密保全法が成立した暁には情報取扱者の必要な資料が簡単に手に入ってしまうという恐れ。クロスオーバーして問題が深刻化することが考えられる。

（質疑）

### ●定数削減

M 定数削減がどうなるのか、見通し立たない。2月末の党首討論、谷垣、ゼロ増5減、野田はいいといったが、翌日、ひっくり変える。野田はなぜ80削減にこだわるのか。財界からすれば、安定政権をつくれず、二大政党制が崩壊する危険状況だが、80削減すると、95%ぐらいが、両党、あと公明が入る。固執する根拠は根強いものがある。

今国会はゼロ増5減、あとは後回し。固執する粘り強さに根拠があるので油断はできない。80削減は無理にしても、30か50削減で、自民民主が手を握ることも考えられる。

F 二大政党その他から見ても、小選挙区制だと、どの選挙区でも一名の首長選挙と同じようになるから、維新の会の一人勝ちになるかもしれないと言う危機感が出ている。試され済みの候補者がそう多くないので、そう単純にはならないとしても、そういう傾向は出るので、それくらいなら中選挙区の方がよいと考える向きも出てくるのではないか。

M 財界と橋本一派がどういう関係があるのか情報はない。財界がコントロールできるかどうか。ヒトラーも財界の支持をとりつけて政権についた。

Y やはり団は民意を反映する比例選挙区制度を押し立ててゆく。連用制は少数政党にとって甘い誘惑で、実際に採用してしまうと抜け出せず怖い結果になる。連用制で行くと小選挙区での多数党に投票した人の一票はどうか、一票の価値が極端に引き下げられ憲法違反ではないか。

M 連用制の怖さは、「残りの150でがんばってください」という話で、主役は小選挙区の300で決着しちゃうからということ。とても民主的な制度にならない。大政党は小選挙区でがっちり、小政党は150でやってください、これは大政党にも魅力。

O 自民党の重鎮、小選挙区制は破綻という。連携は可能では？

Y 議員要請で直に聞くと、自民党幹部内では、中選挙区という頭は強くなっている。石原幹事長も次回の選挙は中選挙区と言っている。

M 中選挙区制復活はいいが、選挙区割りをどうするかという問題がでてくるから、今回の改正には間に合わない。

Y 支部主催で集会でも考えるべきか？

M 東京出身の議員に対して要請を。各事務所に担当議員を決めて、なるべく多くやってもらう。

Y 団の意見書、連用制、小選挙区制リーフをもって行く。議員にできれば直接会うように工夫してもらいたい。4月中旬までにやる。4月の幹事会で集約する。

### ●北朝鮮のロケット問題

M 北朝鮮ロケット問題、これにより巡航ミサイルをつくるという。憲法全体をみると軽視できない。日本では北朝鮮問題というラ致と制裁に特化する。平和を築くと言う本来の六者協議にむかっていっていない。

### ●給費制

H 今週法務委員会で審議、政府案は完全廃止。公明党は2年間の検討期間は、復活に向けて明日結論が出るが、その後も運動は続く。

## 3 支部創立40周年記念行事

Y 40年を振り返り、闘いの切り口。その視点をみんなで学ぼう。次の50年へ向けて。歴代の支部長、幹事長、事務局長から、どなたをお呼びするか。

F 島田さんはどうだろう。三役すべてやっている。存在自体が支部みたいな人だ。

Y サマーセミナーに替えてやってはどうか。坂本さん、四位さん、田中さんと若手をパネラーにして、島田さんにコーディネーターをお願いしてはどうか。レセプションは周年記念としてやるべきだろう。パネルは100人規模の会議室がよいか。レセプションは200人位で外部にも声をかける。(9月14日金曜日、場所は主婦会館に決定。)

#### 4 街頭宣伝活動の今後

車は文京区の民商、区労連で出してもらおう予定。赤旗日曜版に8000部入れる。文京区全体。野田リーフを購入して配布する。

花見は6時から。場所は民商がとる。金子区議が窓口。シート、料理、地元民商にやってもらうことで進める。

予算は、全体の会費は1000円。

5月以降の街宣の予定。5月18日(金)17時～、@新宿東口。団支部から連絡をとる。

#### 6 メーデーについて

従前どおりのスケジュールで10時30分集合し、ビラ撒き。その後集会とデモ行進。宣伝活動の内容は、情勢をみて、次回の幹事会で決める。

#### 7 6月の幹事会の持ち方

Y 多摩での幹事会。八王子合同の吉田先生にお話してある。正式には文書で後日要請する。幹事会で終わった後、懇親会。

14時～16時半まで通常の議題を、16時半から18時まで多摩の問題を扱う。

#### 8 支部ニュース

原稿は4月6日まで。

4月1日にソフトボール大会の会場の抽選があるが、開催日は10月26日に決定。これもニュースに入れるようにしたい。

## 日誌 3月12日～4月11日

- |       |                                     |
|-------|-------------------------------------|
| 3月12日 | 団治安警察問題委員会／団国際問題委員会／団労働問題委員会        |
| 13日   | 団将来問題委員会／原発問題委員会                    |
| 14日   | 比例削減反対街宣／団震災対策本部会議／衆院比例対策定数削減反対本部会議 |
| 16日   | 団市民問題委員会／改憲阻止対策本部会議                 |
| 17日   | 団本部常任幹事会                            |
| 18日   | 貧困問題委員会／比例対策活動者会議                   |
| 22日   | 共同センター幹事会／支部幹事会(新旧執行部懇親会)           |

- 23日 団司法問題委員会
- 27日 地域主権改革反対集会（さいたま）
- 30日 比例定数削減反対院内集会・国会議員要請行動
- 31日 東京憲法会議総会
- 4月 3日 支部事務局会議／団治安警察問題委員会／団弾圧学習会
- 4日 団労働問題員会
- 5日 支部後楽園街頭宣伝・労働生活相談会
- 6日 給費生問題員会
- 9日 共同センター9の日街宣（池袋）
- 10日 東京憲法会議幹事会
- 11日 団構造改革問題委員会／国保110番実行委員会